

3.3 社会的状況

3.3.1 人口及び産業の状況

(1) 人口及び世帯数の状況

事業実施区域周辺における人口、世帯数及び人口密度を表 3.3.1 に示す。

平成 27 年において、東海市の人口は 112,681 人(世帯数:47,861 世帯)、知多市の人口は 85,667 人(世帯数:34,338 世帯)となっている。

表 3.3.1 人口、世帯数及び人口密度

市	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	面積 (km ²)
東海市	47,861	112,681	2,594	43.43
知多市	34,338	85,667	1,866	45.90

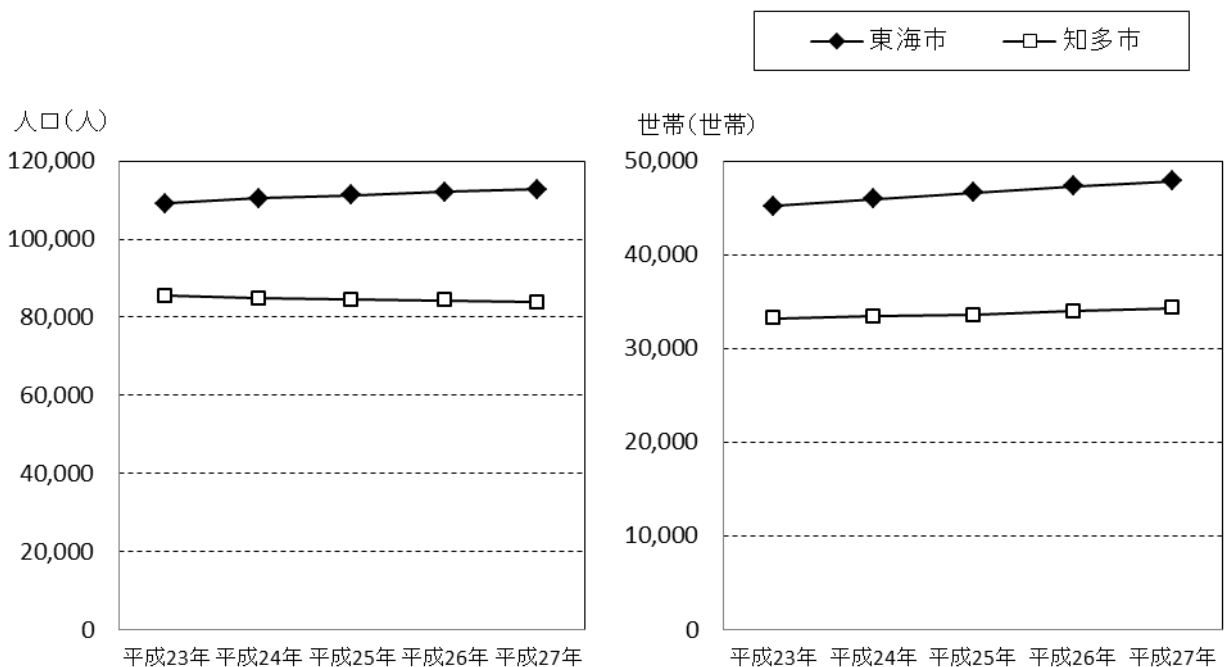
注：平成27年4月1日現在の値である。

出典：「平成27年度 東海市の統計」を基に作成

「平成27年版 知多の統計」を基に作成

事業実施区域周辺における人口及び世帯数の過去 5 年間における推移を図 3.3.1 に示す。

東海市では人口、世帯数ともに緩やかな増加傾向、知多市では人口が緩やかな減少傾向、世帯数が緩やかな増加傾向となっている。



出典：「平成27年度 東海市の統計」を基に作成

「平成23～27年版 知多の統計」を基に作成

図 3.3.1 人口、世帯数の推移 (各年 4 月 1 日現在)

(2) 産業の状況

ア 事業所数

事業実施区域周辺における産業大分類の事業所数を表 3.3.2 及び図 3.3.2 に示す。

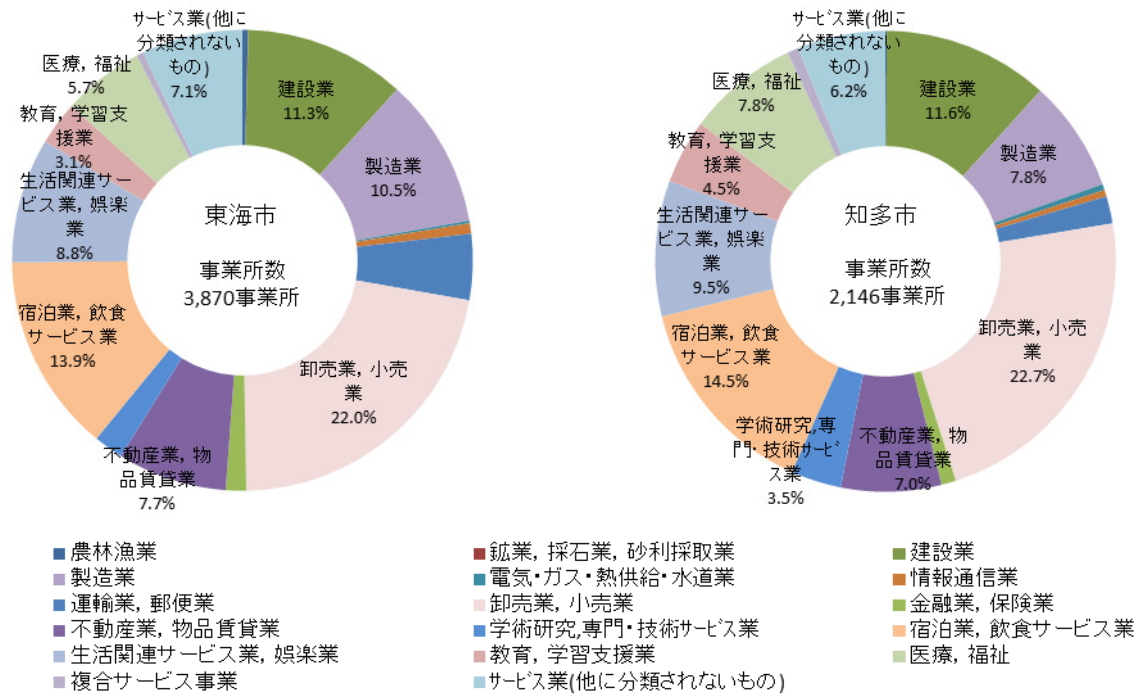
各市ともに、事業所数は卸売・小売業の数が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業の順になっている。

表 3.3.2 産業大分類別の事業所数（平成 24 年 2 月 1 日現在）

（単位：事業所）

項目	東海市	知多市
農林漁業	15	2
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0
建設業	437	250
製造業	408	168
電気・ガス・熱供給・水道業	7	9
情報通信業	28	10
運輸業、郵便業	179	41
卸売業、小売業	850	487
金融業、保険業	55	22
不動産業、物品賃貸業	298	151
学術研究、専門・技術サービス業	80	76
宿泊業、飲食サービス業	539	311
生活関連サービス業、娯楽業	339	204
教育、学習支援業	119	97
医療、福祉	221	168
複合サービス事業	19	17
サービス業(他に分類されないもの)	275	133
総数	3,870	2,146

出典：「平成27年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県）



出典：「平成27年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県）

図 3.3.2 産業大分類別の事業所数（平成 24 年 2 月 1 日現在）

事業実施区域周辺における産業大分類の事業所数の推移を表 3.3.3 及び図 3.3.3 に示す。
各年で増減はみられるが、概ね横ばいとなっている。

表 3.3.3 産業大分類別事業所数の推移

(単位：事業所)

分類 \ 年度	東海市					知多市				
	H13	H16	H18	H21	H24	H13	H16	H18	H21	H24
農林漁業	6	7	6	11	15	7	3	4	5	2
鉱業	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
建設業	449	432	428	482	437	228	212	207	246	250
製造業	432	410	428	446	408	211	183	177	179	168
電気・熱供給・ガス・水道業	14	6	12	13	7	13	8	11	12	9
運輸・通信業	201	194	189	213	207	64	43	41	50	51
金融・保険業	65	54	53	58	55	21	17	19	22	22
不動産業	265	264	269	329	298	133	137	146	156	151
卸売・小売・飲食・サービス業	2823	2613	2706	2701	2442	1690	1445	1565	1574	1493
公務（他に分類されないもの）	21	21	18	18	18	20	20	16	16	16

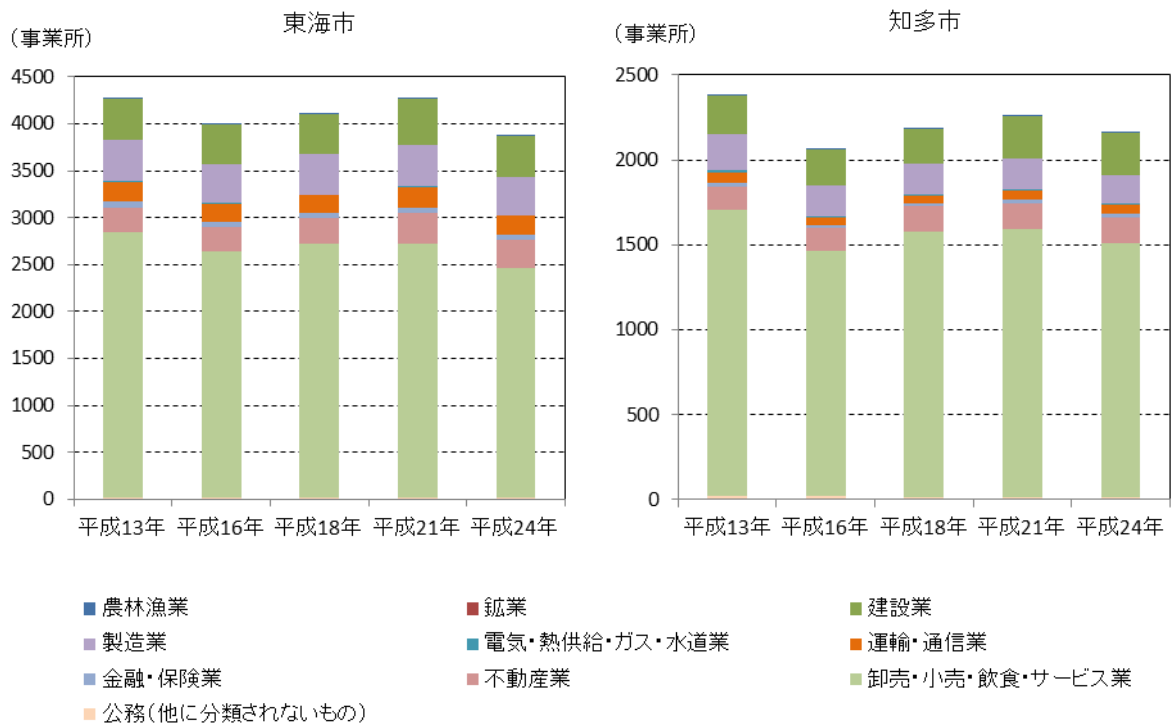
注：1 平成 16 年度及び 24 年度は簡易調査で対象が民営事業所のみのため、公務については不詳となっている。このため、前回調査の値を用いた。

2 平成 13 年度と平成 16 年度以降では産業大分類の分類が異なっている。

○運輸・通信業：平成 13 年度の運輸・通信業。平成 16 年度以降では情報通信業と運輸業の合計。

○サービス業：平成 13 年度の卸売・小売業・飲食店とサービス業の合計。平成 16 年度以降の卸売・小売業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、教育・学習支援業、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）の合計。

出典：「平成14年度～27年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県）を基に作成。



- 注:1 平成 16 年度及び 24 年度は簡易調査で対象が民営事業所のみのため、公務については不詳となっている。このため、前回調査の値を用いた。
- 2 平成 13 年度と平成 16 年度以降では産業大分類の分類が異なっている。
- 運輸・通信業：平成 13 年度の運輸・通信業。平成 16 年度以降では情報通信業と運輸業の合計。
- サービス業：平成 13 年度の卸売・小売業・飲食店とサービス業の合計。平成 16 年度以降の卸売・小売業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、教育・学習支援業、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）の合計。

出典：「平成 14 年度～27 年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県）を基に作成。

図 3.3.3 産業大分類別事業所数の推移

イ 従業者数

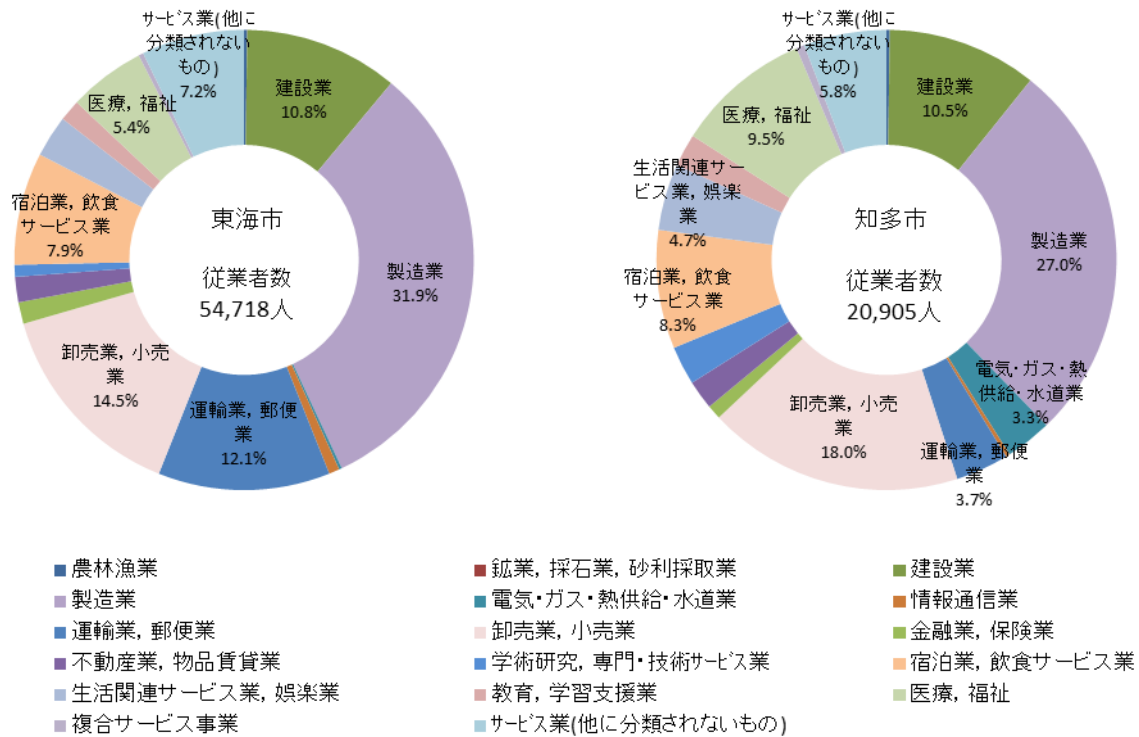
事業実施区域周辺における産業大分類の従業者数を表 3.3.4 及び図 3.3.4 に示す。
各市ともに、従業者数は製造業の数が最も多く、次いで卸売・小売業の順になっている。

表 3.3.4 産業大分類別の従業者数（平成 24 年 2 月 1 日現在）

（単位：人）

項目	東海市	知多市
農林漁業	121	48
鉱業、採石業、砂利採取業	2	0
建設業	5,932	2,202
製造業	17,475	5,644
電気・ガス・熱供給・水道業	110	680
情報通信業	408	60
運輸業、郵便業	6,623	778
卸売業、小売業	7,920	3,757
金融業、保険業	828	209
不動産業、物品賃貸業	978	428
学術研究、専門・技術サービス業	459	569
宿泊業、飲食サービス業	4,326	1,741
生活関連サービス業、娯楽業	1,606	976
教育、学習支援業	822	482
医療、福祉	2,957	1,993
複合サービス事業	186	120
サービス業（他に分類されないもの）	3,965	1,218
総数	54,718	20,905

出典：「平成27年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県）



出典：「平成27年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県）

図 3.3.4 産業大分類別の従業員数（平成 24 年 2 月 1 日現在）

事業実施区域周辺における産業大分類の従業者数の推移を表 3.3.5 及び図 3.3.5 に示す。

表 3.3.5 産業大分類別従業者数の推移

(単位：事業所)

分類 \ 年度	東海市					知多市				
	H13	H16	H18	H21	H24	H13	H16	H18	H21	H24
農林漁業	87	95	84	81	121	59	14	40	65	48
鉱業	4	0	0	0	2	0	0	0	0	0
建設業	5,671	5,563	6,065	6,863	5,932	2,102	1,881	1,859	2,148	2,202
製造業	16,966	16,463	17,816	16,906	17,475	5,300	4,850	4,987	4,638	5,644
電気・熱供給・ガス・水道業	204	85	209	197	110	622	620	595	652	680
運輸・通信業	5,829	5,955	6,229	6,819	7,031	1,124	773	807	962	838
金融・保険業	812	433	592	787	828	228	180	158	205	209
不動産業	606	555	606	1,209	978	258	235	303	446	428
卸売・小売・飲食・サービス業	22,043	19,841	23,249	26,136	22,241	11,754	9,718	11,824	12,987	10,856
公務（他に分類されないもの）	860	860	939	939	939	564	564	550	598	598

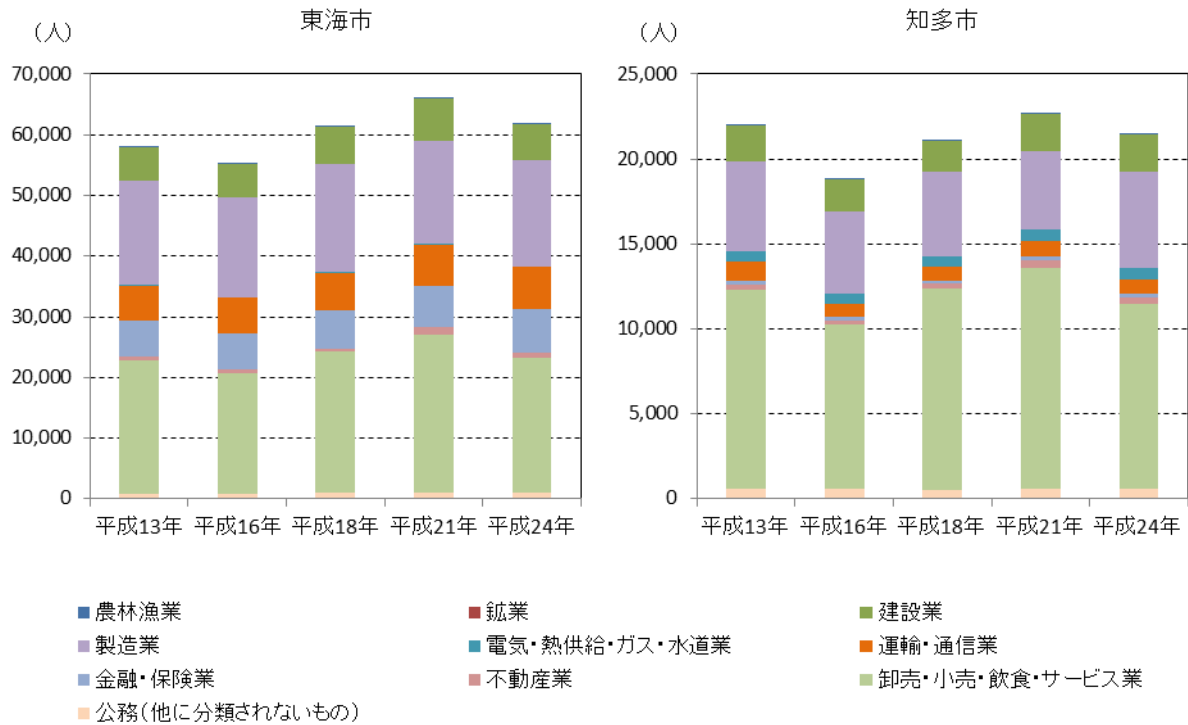
注：1 平成 16 年度及び 24 年度は簡易調査で対象が民営事業所のみのため、公務については不詳となっている。このため、前回調査の値を用いた。

2 平成 13 年度と平成 16 年度以降では産業大分類の分類が異なっている。

○運輸・通信業：平成 13 年度の運輸・通信業。平成 16 年度以降では情報通信業と運輸業の合計。

○サービス業：平成 13 年度の卸売・小売業・飲食店とサービス業の合計。平成 16 年度以降の卸売・小売業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、教育・学習支援業、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）の合計。

出典：「平成14年度～27年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県）を基に作成。



注:1 平成 16 年度及び 24 年度は簡易調査で対象が民営事業所のみのため、公務については不詳となっている。このため、前回調査の値を用いた。

2 平成 13 年度と平成 16 年度以降では産業大分類の分類が異なっている。

○運輸・通信業：平成 13 年度の運輸・通信業。平成 16 年度以降では情報通信業と運輸業の合計。

○サービス業：平成 13 年度の卸売・小売業・飲食店とサービス業の合計。平成 16 年度以降の卸売・小売業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、教育・学習支援業、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）の合計。

出典：「平成14年度～27年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県）を基に作成。

図 3.3.5 産業大分類別従業者数の推移

3.3.2 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

ア 土地利用

事業実施区域周辺における土地利用の状況として、両市の地目別土地利用面積の状況を表 3.3.6、表 3.3.7 及び図 3.3.6 に示す。

地目別にみると、両市ともに田や畑の土地利用は減少しており、それに対して宅地の土地利用が増加している。

また、事業実施区域周辺における土地利用の状況を図 3.3.7 に示す。事業実施区域の周囲は工場、公共施設等用地及び空地が多くみられる。

表 3.3.6 地目別土地利用面積（平成 25 年）

単位：上段；面積（ha）
下段；割合（％）

市	行政面積	宅地	田	畑	森林、原野等	道路	その他
東海市	4,336	2,301	213	469	85	489	778
	100	53.1	4.9	10.8	2.0	11.3	17.9
知多市	4,576	1,677	496	663	253	441	1,045
	100	36.6	10.8	14.5	5.5	9.6	22.8

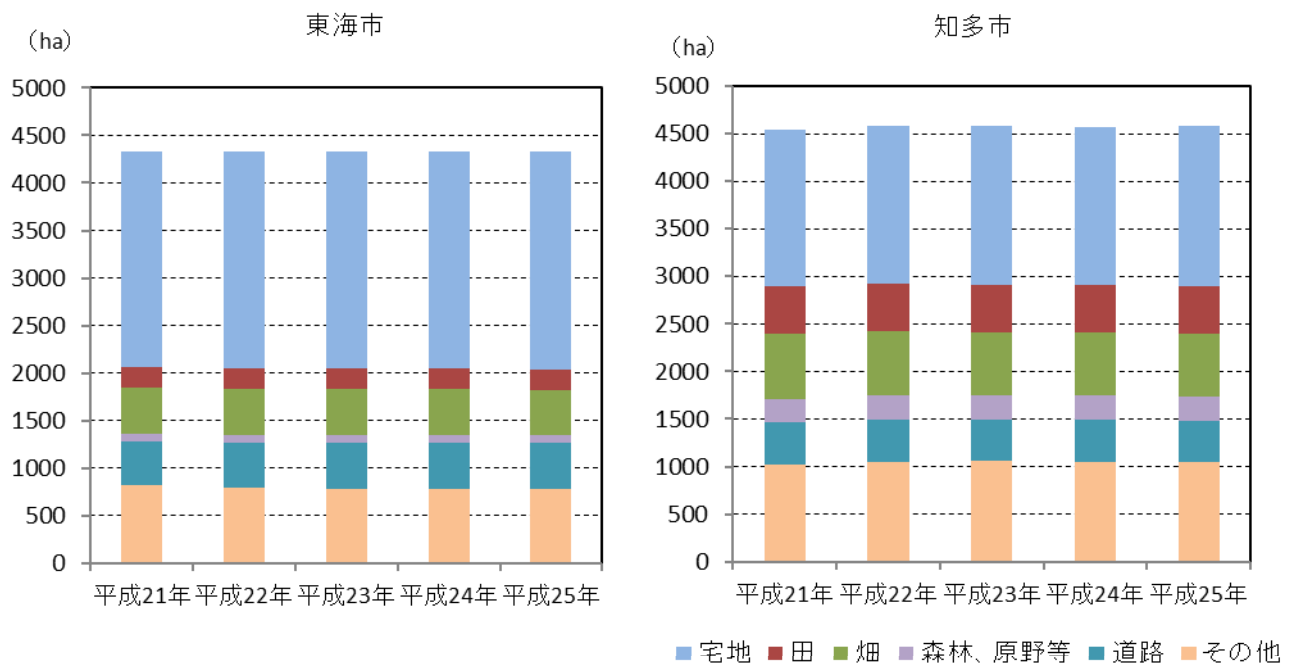
出典：「平成27年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県）

表 3.3.7 地目別土地利用面積（構成比）の状況の推移

（単位：％）

市・年		宅地	田	畑	森林、 原野等	道路	その他	総数
東海市	平成 21 年	52.4	5.0	11.2	1.9	10.7	18.8	100
	平成 22 年	52.6	5.0	11.2	1.9	10.9	18.3	100
	平成 23 年	52.8	5.0	11.2	2.0	10.9	18.1	100
	平成 24 年	52.9	5.0	11.0	2.0	11.2	18.0	100
	平成 25 年	53.1	4.9	10.8	2.0	11.3	17.9	100
知多市	平成 21 年	36.3	10.9	15.1	5.6	9.6	22.6	100
	平成 22 年	36.1	10.9	15.0	5.5	9.5	23.0	100
	平成 23 年	36.3	10.9	14.7	5.5	9.6	23.1	100
	平成 24 年	36.4	10.9	14.6	5.5	9.6	23.0	100
	平成 25 年	36.6	10.8	14.5	5.5	9.6	22.8	100

出典：「平成23年度～27年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県）を基に作成。



出典：「平成23年度～27年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県）を基に作成。

図 3.3.6 地目別土地利用面積の状況の推移

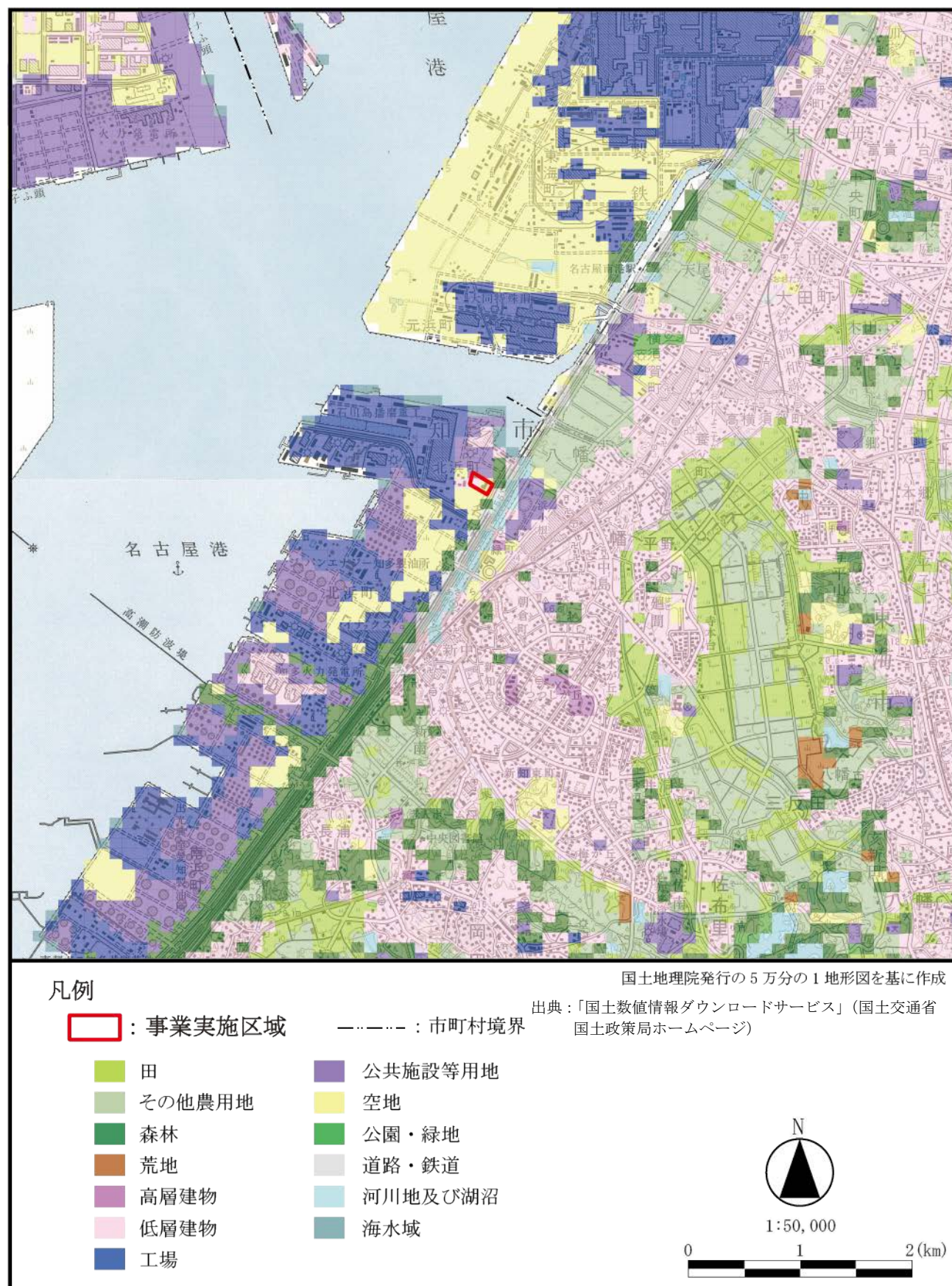


図 3.3.7 土地利用の状況

イ 都市計画区域

事業実施区域周辺における都市計画区域等の面積の状況を表 3.3.8 に示す。また、事業実施区域周辺における都市計画の指定状況を図 3.3.8 に示す。

愛知県では、6 の都市計画区域を定めており、両市はともに知多都市計画区域に含まれる。

事業実施区域は、工業専用地域に指定されている。建ぺい率及び容積率の規制は表 3.3.9 のとおりである。

表 3.3.8 都市計画区域等の面積の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

（単位：ha）

市		東海市	知多市
区分			
都市計画区域		4,343	4,590
市街化区域		2,969	1,979
用途地域	第1種低層住居専用地域	115	296
	第2種低層住居専用地域	2	6
	第1種中高層住居専用地域	651	522
	第2種中高層住居専用地域	－	34
	第1種住居地域	476	146
	第2種住居地域	73	18
	準住居地域	24	26
	近隣商業地域	81	23
	商業地域	16	10
	準工業地域	92	59
	工業地域	175	
	工業専用地域	1,264	840

出典：「土地に関する統計年報 平成27年版」（愛知県）

表 3.3.9 事業実施区域の土地利用規制状況

区分	規制状況
用途地域	工業専用地域
建ぺい率	60%
容積率	200%

出典：「知多市都市計画図」（平成 23 年 3 月 知多市）

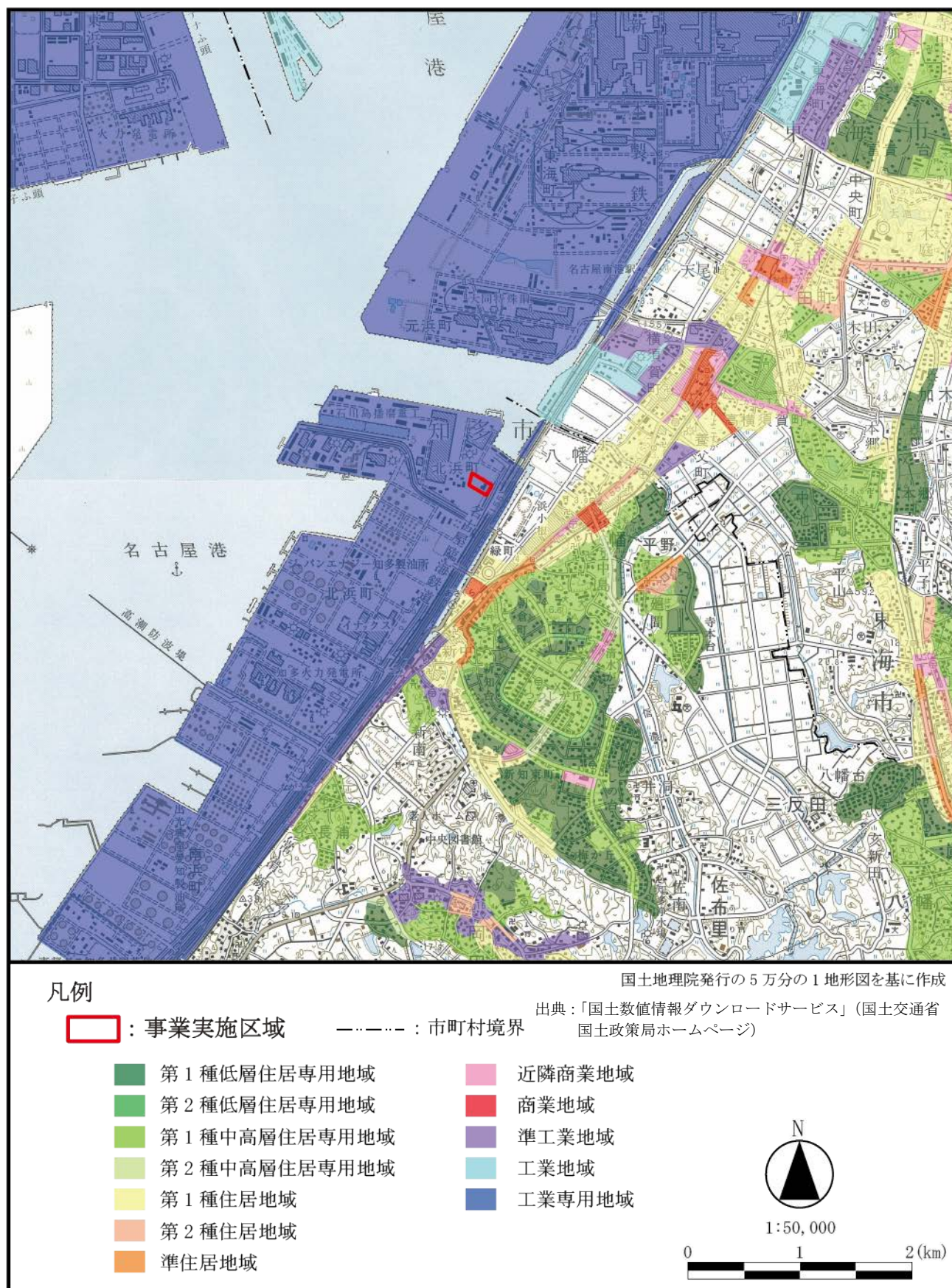


図 3.3.8 事業実施区域周辺における都市計画区域

3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 漁業権の設定状況

両市において漁業権は現在設定されていない。

(2) 上水道の普及状況

事業実施区域周辺における上水道（水道）の普及状況を表 3.3.10 に示す。

事業実施区域周辺の水道の普及率は約 100%となっており、上水道（水道）は整備されている。

表 3.3.10 上水道の普及状況の推移

市	項目	年度				
		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
東海市	行政区域内総人口（人）	108,156	109,321	110,164	111,054	111,586
	現在給水人口（人）	108,056	109,221	110,064	110,954	111,486
	普及率（%）	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
知多市	行政区域内総人口（人）	84,603	84,399	83,943	83,872	83,788
	現在給水人口（人）	84,542	84,346	83,886	83,816	83,733
	普及率（%）	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

注：各市の人口については、県統計課の推計人口（次年度 4 月 1 日現在）の値である。

出典：「愛知県の水道」（愛知県ホームページ）

(3) 地下水の利用状況

事業実施区域周辺における地下水の利用状況を表 3.3.11 に示す。

水道としての地下水は、東海市と知多市では利用されていない。工業用水としての地下水は、両市を含む名古屋地区では 1%程度となっている。

表 3.3.11 地下水の利用状況の推移

市・区域	項目		年度				
			平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
東海市	水道	一日最大給水量(m ³)	38,907	39,478	39,669	40,471	38,720
		上記の内地下水(m ³)	－	－	－	－	－
		地下水の割合（%）	0	0	0	0	0
知多市	水道	一日最大給水量(m ³)	28,915	29,308	29,525	29,239	28,588
		上記の内地下水(m ³)	－	－	－	－	－
		地下水の割合（%）	0	0	0	0	0
名古屋地区※	工業用水	一日最大給水量(m ³)	5,406,740	5,290,394	5,665,308	5,540,746	5,550,509
		上記の内地下水(m ³)	57,445	50,681	48,328	49,831	48,571
		地下水の割合（%）	1.1	1.0	0.9	0.9	0.9

※：工業用水は、市町村別の統計を行っていない年度があるため、工業地区別の値を示した。名古屋地区に含まれる市町は、名古屋市、瀬戸市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町である。

出典：「愛知県の水道」（愛知県ホームページ）

「工業統計調査」（経済産業省ホームページ）

3.3.4 下水道の整備の状況

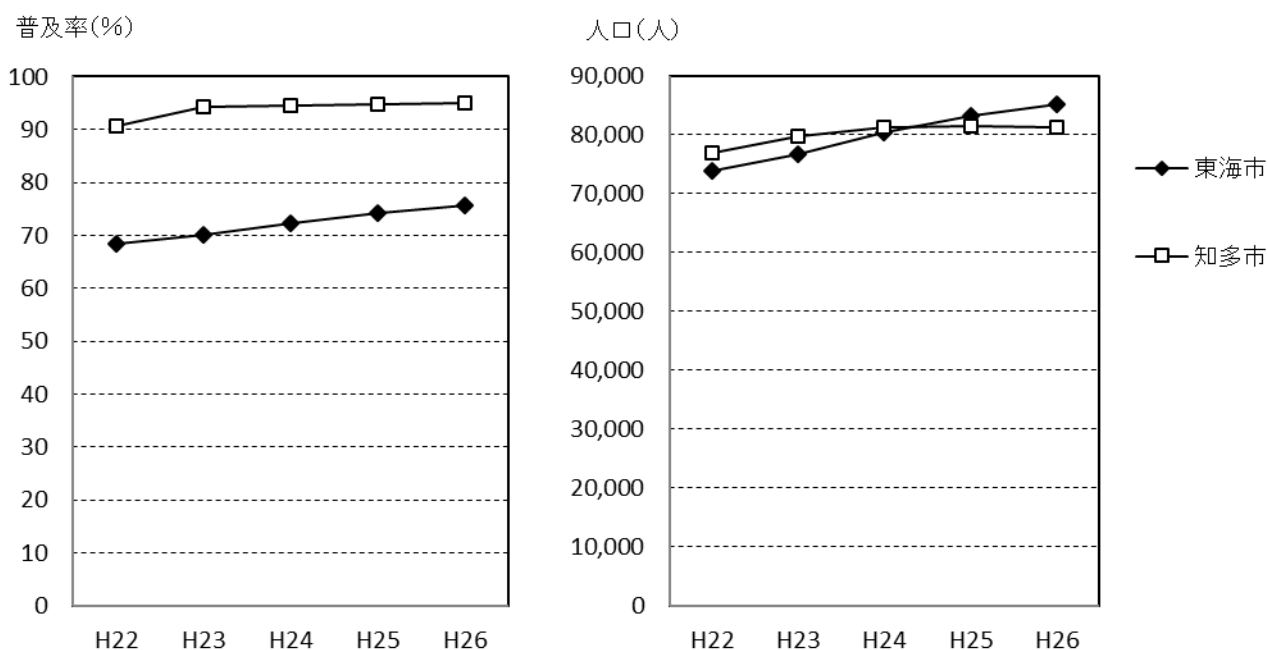
事業実施区域周辺における下水道の普及状況、処理人口の推移を表 3.3.12、図 3.3.9 に示す。両市の下水道普及率は年々増加しており、平成 26 年度末現在では東海市で 75.6%、知多市では 95.0%となっている。

なお、事業実施区域は、知多市の下水道処理区域外である。

表 3.3.12 公共用下水道の普及状況の推移（各年度末）

市・年度		行政人口 (人)	処理区域		普及率 (%)
			面積 (ha)	人口 (人)	
東海市	平成 22 年	107,931	1,229	73,889	68.5
	平成 23 年	109,210	1,268	76,718	70.2
	平成 24 年	111,362	1,306	80,395	72.2
	平成 25 年	112,146	1,341	83,274	74.3
	平成 26 年	112,681	1,359	85,137	75.6
知多市	平成 22 年	84,717	1,276	76,919	90.8
	平成 23 年	84,589	1,401	79,841	94.4
	平成 24 年	85,822	1,405	81,193	94.6
	平成 25 年	85,751	1,412	81,406	94.9
	平成 26 年	85,667	1,414	81,348	95.0

出典：「平成 23 年～27 年版 環境白書」（愛知県）



出典：「平成 23 年～27 年版 環境白書」（愛知県）

図 3.3.9 公共用下水道の普及率、処理人口の推移

3.3.5 交通の状況

(1) 道路、鉄道等交通網の分布

事業実施区域周辺における主要な道路及び鉄道等の状況を図 3.3.10 に示す。

事業実施区域近傍の主要な道路としては、一般国道 155 号、県道知多東浦線等が存在している。

鉄道については、事業実施区域の近傍に名古屋鉄道常滑線がある。

(2) 主な道路の利用状況

事業実施区域周辺における道路交通センサス調査（全国道路・街路交通情勢調査・一般交通量調査）の調査結果を表 3.3.13 に、調査地点を図 3.3.10 に示す。

平成 22 年度調査における調査結果をみると、事業実施区域最寄りの調査地点である一般国道 155 号（No. 1）では 24 時間交通量が 52,496 台、昼間 12 時間交通量では 39,471 台、昼間 12 時間大型車混入率が 24.6%となっている。

また、一般国道 155 号へとつながっている、一般国道 247 号（No. 5）では 24 時間交通量が 66,390 台、昼間 12 時間交通量では 49,917 台、昼間 12 時間大型車混入率が 28.1%となっている。

表 3.3.13 事業実施区域周辺における自動車交通量の状況

観測地点			昼間12時間 自動車類 交通量 (台)	24時間 自動車類 交通量 (台)	昼間12時間 大型車混入率 (%)
1	一般国道155号	知多市浦浜新田	39,471	52,496	24.6
2	一般国道155号	東海市高横須賀町御亭	10,376	13,800	15.9
3	一般国道155号	東海市大田町西ノ脇	10,930	14,318	13.8
4	一般国道155号	知多市新知字齊宮畑	5,635	7,495	2.9
5	一般国道247号	東海市東海町4丁目	49,917	66,390	28.1
6	一般国道247号	東海市大田町蟹田	6,047	8,103	4.3
7	西尾知多線	知多市岡田字茨ヶ脇	7,211	9,446	37.4
8	名古屋半田線	東海市加木屋町	12,316	16,380	6.7
9	名古屋半田線	東海市加木屋町	13,166	17,247	6.6
10	東海緑線	東海市富木島町伏見1丁目	8,277	10,843	5.0
11	白沢八幡線	知多市佐布里字白脇	1,659	2,173	1.7

注：観測地点番号は、図 3.3.10に対応する。

出典：「平成22年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（国土交通省）

(3) 主な駅の利用状況

事業実施区域周辺における各駅の利用状況を表 3.3.14 に示す。

駅の利用者数は、名古屋鉄道の太田川駅が最も多く、次いで南加木屋駅となっている。

表 3.3.14 事業実施区域周辺の主な駅の利用状況（平成 25 年度）

駅名		総数（人/日）	内定期（人/日）
名古屋鉄道常滑線	太田川	7,291	4,547
	尾張横須賀	2,673	1,749
	寺本	1,709	1,260
	朝倉	3,835	2,618
名古屋鉄道河和線	南加木屋	3,903	2,943

出典：「平成27年版 知多半島の統計」（知多統計研究協議会）

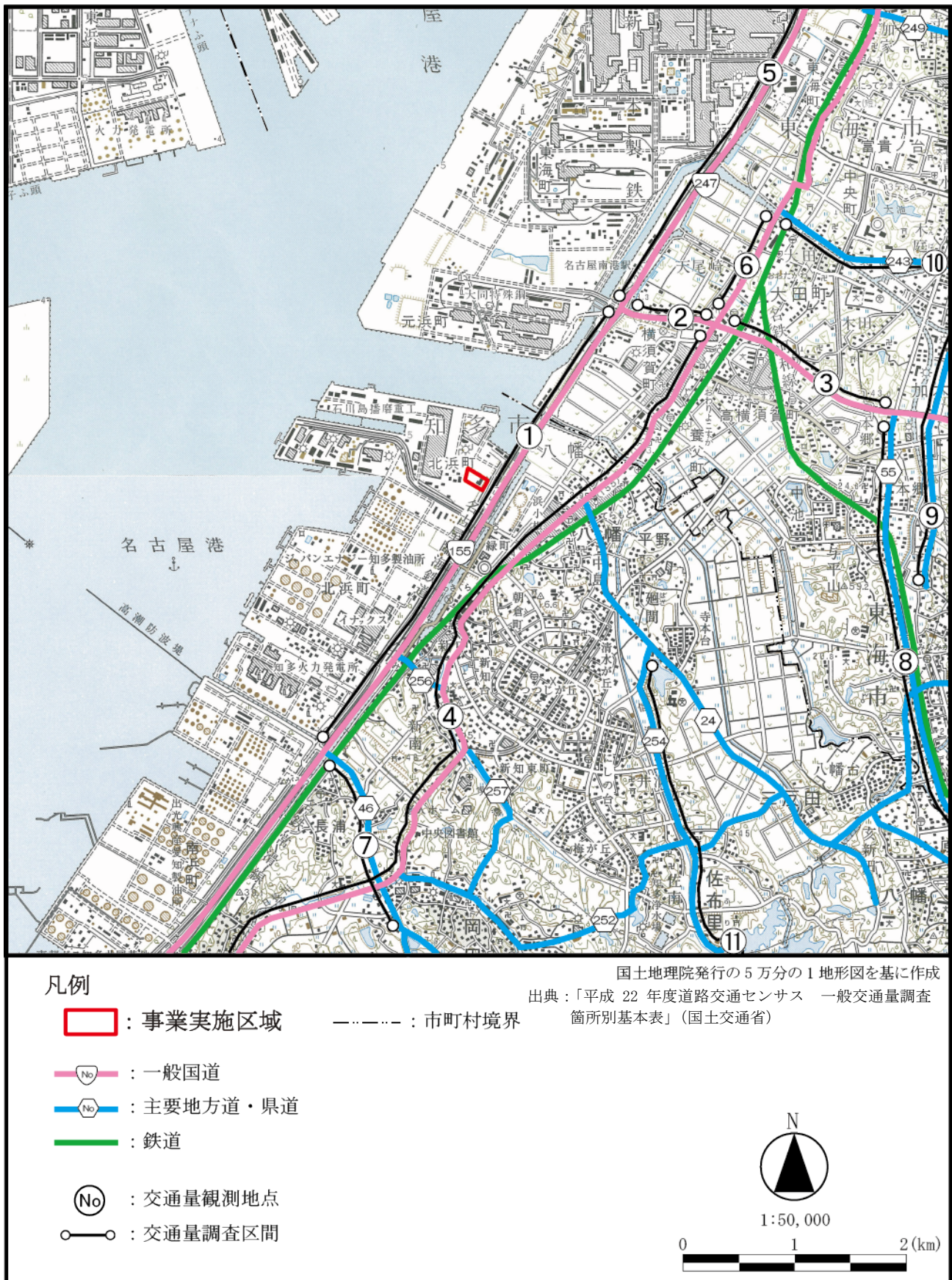


図 3.3.10 事業実施区域周辺における交通量調査実施地点

3.3.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況及び住宅の配置の概況

事業実施区域周辺における学校、病院その他環境の保全において配慮が必要な施設の分布の状況を表 3.3.15 及び図 3.3.11 に示す。

事業実施区域最寄りの環境の保全において配慮が必要な施設として、南東に約 1 km 離れた位置に知多市立八幡保育園がある。また、南東に約 560m離れた位置に住宅地がある。

表 3.3.15 (1) 学校等の環境の保全において配慮が必要な施設の分布の状況

区分	市	名称	
保育園 	東海市	1	市立加木屋保育園
		2	市立大田保育園
		3	市立平洲保育園
		4	市立木庭保育園
		5	市立横須賀保育園
		6	市立養父保育園
		7	市立高横須賀保育園
	知多市	8	朝倉保育園
		9	市立つつじが丘保育園
		10	市立佐布里保育園
		11	市立八幡保育園
		12	市立寺本保育園
		13	市立岡田保育園
		14	市立岡田西保育園
		15	市立新田保育園
		16	市立新知保育園
		17	ゆめ保育園
幼稚園 	東海市	18	雨尾幼稚園
		19	明佳幼稚園
		20	東海めぐみ幼稚園
	知多市	21	長浦聖母幼稚園
		22	まさ美幼稚園
		23	明愛幼稚園
		24	東部幼稚園
		25	梅が丘幼稚園

区分	市	名称	
小学校 	東海市	26	市立横須賀小学校
		27	市立加木屋小学校
		28	市立大田小学校
		29	市立平洲小学校
	知多市	30	市立つつじが丘小学校
		31	市立佐布里小学校
		32	市立八幡小学校
		33	市立岡田小学校
		34	市立新田小学校
		35	市立新知小学校
中学校 	東海市	36	市立加木屋中学校
		37	市立平洲中学校
		38	市立横須賀中学校
	知多市	39	市立八幡中学校
		40	市立東部中学校
		41	市立知多中学校
		42	市立中部中学校
高等学校 	東海市	43	県立横須賀高等学校
		44	県立東海南高等学校
		45	県立東海商業高等学校
大学 	知多市	46	県立知多翔洋高等学校
		47	星城大学
	東海市	48	日本福祉大学

注：名称の番号は、図 3.3.11 (1) に対応する。

出典：「愛知県オープンデータカタログ」（愛知県ホームページ）

表 3.3.15 (2) 病院その他環境の保全において配慮が必要な施設の分布の状況

区分	市	名称	
図書館 ◆	東海市	1	市立中央図書館
	知多市	2	市立中央図書館
特別養護老人ホーム ◆	東海市	3	東海福寿園
	知多市	4	ヴィラ桜坂
		5	ふれあいの里
		6	プラムガーデン
病院 ◆	東海市	7	小嶋病院
		8	公立西知多総合病院
	知多市	9	西知多リハビリテーション病院

注：名称の番号は、図 3.3.11 (2) に対応する。

出典：「愛知県オープンデータカタログ」（愛知県ホームページ）

「介護保険・高齢者福祉ガイドブック（平成 27 年版）」（愛知県ホームページ）

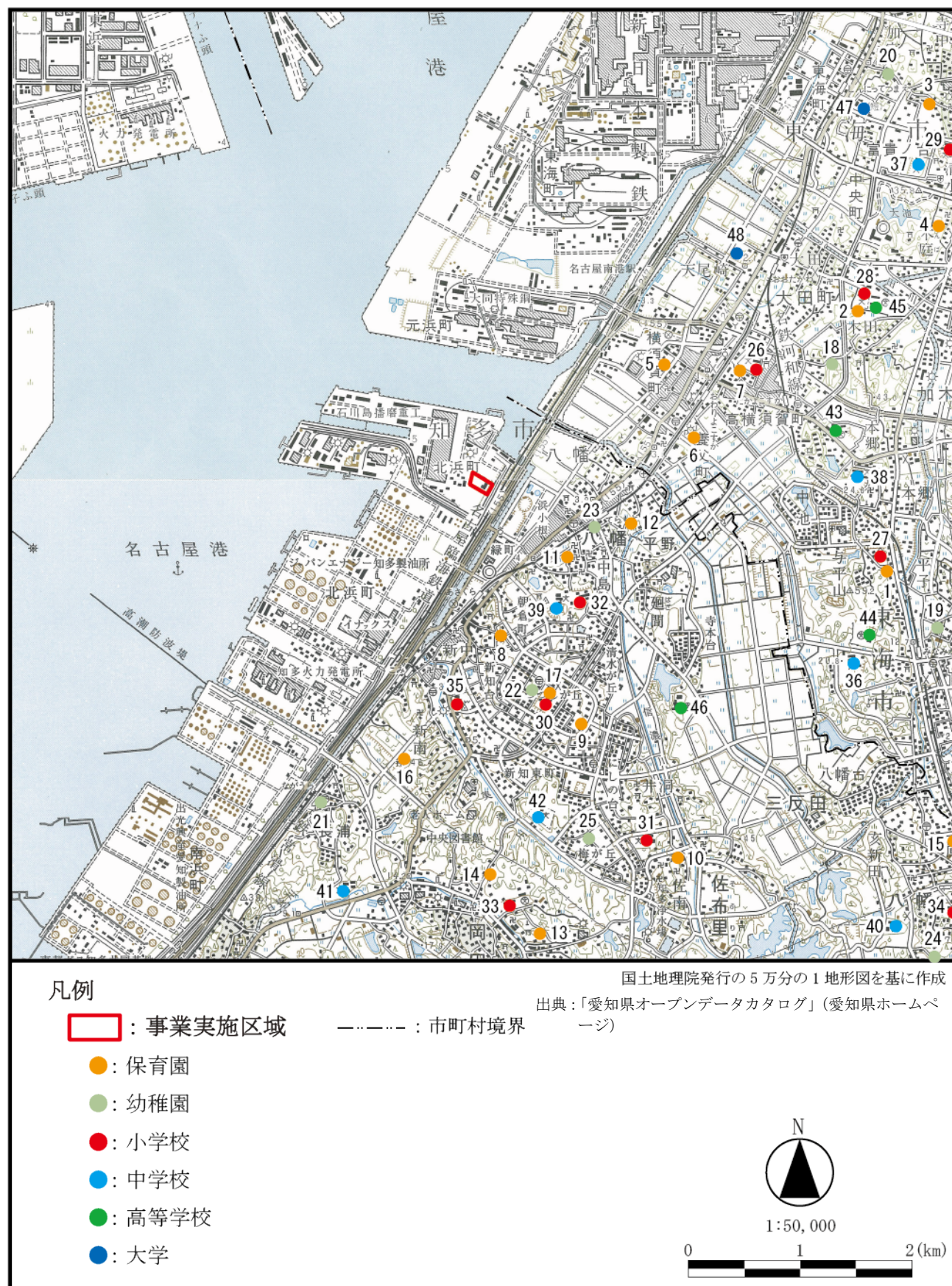


図 3.3.11 (1) 学校等の環境の保全において配慮が必要な施設の分布の状況



図 3.3.11 (2) 病院その他環境の保全において配慮が必要な施設の分布の状況

3.3.7 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 大気質

ア 環境基本法及びダイオキシシン類対策特別措置法に基づく環境基準等

「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準を表3.3.16に、有害大気汚染物質に係る環境基準を表3.3.17に、微小粒子状物質に係る環境基準を表3.3.18に示す。

また、「ダイオキシシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日 法律第105号)に基づくダイオキシシン類の環境基準を表3.3.19に示す。

表 3.3.16 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	長期的評価方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素	1時間値の1日平均が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。 (ただし、5時から20時の昼間の時間帯についての1時間値を評価する。)	—

注：1 光化学オキシダントには長期的評価方法は定められておらず、評価の方法としては、5時から20時の昼間時間帯についての1時間値を評価するとしている。

2 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)

表 3.3.17 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。

注：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環境庁告示第4号)

表 3.3.18 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
微小粒子状物質	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値のうち 98 パーセンタイル値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

注：1 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（通知）」（平成 21 年 9 月 環水大総発第 090909001 号）

表 3.3.19 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
ダイオキシン類	年間平均値が $0.6 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。	同一測定点における 1 年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

注：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

イ 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、条例による排出基準等

対象事業の計画施設は「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 97 号）に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当する。

(ア) 硫黄酸化物

a K 値規制

「大気汚染防止法」では、K 値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。また、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 愛知県条例第 7 号）により、「大気汚染防止法」で定めるばい煙発生施設より規模の小さい施設について許容限度を定めている。

K 値は、地域ごとに定められている値であり、両市の排出基準は表 3.3.20 のとおりである。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q : 硫黄酸化物の排出量 ($\text{m}^3_{\text{N}}/\text{時}$)

K : 地域ごとに定められた定数

H_e : 補正された排出口の高さ (m)

表 3.3.20 廃棄物焼却炉に係る硫黄酸化物の排出基準（K値）

区域	法における基準			県条例における基準	
	昭和 47 年 1 月 4 日以前に設置	昭和 47 年 1 月 5 日～昭和 49 年 3 月 31 日に設置	昭和 49 年 4 月 1 日以降に設置	昭和 49 年 9 月 29 日以前に設置	昭和 49 年 9 月 30 日以降に設置
名古屋市、東海市、知多市、弥富市（一般国道 23 号以南に限る。）及び飛島村（一般国道 23 号以南に限る。）	3.0	2.92	1.17	3.0	1.17

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和 43 年 11 月 30 日 政令第 329 号）

「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年 6 月 22 日 厚生省・通商産業省令第 1 号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年 愛知県規則第 87 号）

b 総量規制

両市は、「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物の総量規制の対象地域に「名古屋区域」として指定されている。総量規制基準は、次式により定められている。

$$Q = aW^{0.95} + ra' \{ (W + Wi)^{0.95} - W^{0.95} \}$$

Q：硫黄酸化物の排出許容量（ $m^3_N/\text{時}$ ）

W：昭和 51 年 3 月 31 日以前に設置されたばい煙発生施設で使用される燃量及び原料の合計値（L/時）

Wi：昭和 51 年 4 月 1 日以降に設置されたばい煙発生施設で使用される燃量及び原料の合計値（L/時）

a：定数（東海市、知多市は $a = 2.17 \times 10^{-3}$ ）

a'：定数（東海市、知多市は $a' = 2.17 \times 10^{-3}$ ）

r：定数（東海市、知多市は $r = 1/3$ ）

c 総排出量規制

両市は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく硫黄酸化物の総排出量規制の対象区域となっている。総排出量規制は、次式のとおりである。

また、対象となる廃棄物焼却炉及び定数は表 3.3.21 に示す。

$$Q = R_3 \{ 0.7 \alpha S_3 (aW_2 + b) + Q'' \}$$

Q：硫黄酸化物の排出許容量（ $m^3_N/\text{時}$ ）

W₂：大気指定施設の燃焼能力の合計値（L/時）

Q''：昭和 49 年 9 月 30 日以降に設置される大気指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫黄酸化物の量（ $m^3_N/\text{時}$ ）

a：定数

b：定数

R₃：定数（東海市、知多市は 1.0）

αS_3 ：定数（東海市、知多市は $(0.144 - 0.012 \log y_2) / 100$ ）

$$y_2 = \left| (aW_2 + b) - (aW_1 + b) \right|$$

W₁：昭和 49 年 9 月 29 日現在の大気指定施設の燃焼能力の合計値（L/時）

表 3.3.21 総排出量規制の定数

対象規模	大気指定工場等における大気指定施設の燃焼設備の 燃料の燃焼能力の合計 (重油の量に換算した1時間当たり)	a	b
火格子面積 2m ² 以上 又は焼却能力 200kg/時以上 又は焼却設備の燃焼能力が 重油換算 50L/時以上	500L 以上 1,000L 未満	0.643	16
	1,000L 以上 5,000L 未満	0.743	-84
	5,000L 以上 10,000L 未満	0.606	620
	10,000L 以上	0.861	-1,930

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年 愛知県規則第 87 号）

(イ) ばいじん

「大気汚染防止法」では、施設の種類、焼却能力、設置年月日による一般排出基準が、さらに愛知県の「大気汚染防止法第 4 条第 1 項に基づく排出基準を定める条例」（昭和 48 年 愛知県条例第 4 号）では施設の規模に応じた上乗せ基準が、それぞれ定められている。廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 3.3.22 のとおりである。

一般排出基準と上乗せ基準の両方に該当する施設については、いずれか厳しい基準が適用される。

表 3.3.22 廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準

施設の種類		規模 焼却能力 (t/時)	規模 排出ガス量 (万 m ³ _N /時)	上乗せ基準 (g/m ³ _N)	一般排出基準 (g/m ³ _N)		
				昭和 46 年 6 月 23 日 以前設置	平成 10 年 6 月 30 日以前設置	平成 10 年 7 月 1 日以降設置	On (%)
廃棄物焼却炉		4 以上	—	—	0.08	0.04	12
		2 以上 4 未満	—	—	0.15	0.08	12
		2 未満	—	—	0.25	0.15	12
廃棄物 焼却炉	連続炉	—	4 以上	0.10	—	—	0s
		—	1 以上 4 未満	0.20	—	—	0s
		—	1 未満	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—

備考：1 この表に掲げるばいじんの量は、JIS Z 8808 に定める方法により測定された量として排出されるばいじん（1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれるものとする。

2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする。

3 ばいじんの量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21 - 0_n) / (21 - 0_s) \} \times C_s$$

C：ばいじん量 (g/m³_N)

C_s：測定時のばいじん量 (g/m³_N)

0_n：施設ごとに定められた標準酸素濃度（12%）

0_s：測定時の酸素濃度（%）

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年 6 月 22 日 厚生省・通商産業省令第 1 号）

「大気汚染防止法第 4 条第 1 項に基づく排出基準を定める条例」（昭和 48 年 愛知県条例第 4 号）

(ウ) 窒素酸化物

a 排出基準

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模、設置年月日により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 3.3.23 のとおりである。

表 3.3.23 廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準

施設の種類	規模 排出ガス量 (万 m ³ _N /時)	On (%)	排出基準 (ppm)		
			昭和 52 年 6 月 17 日 以前設置	昭和 52 年 6 月 18 日 ～昭和 54 年 8 月 9 日 設置	昭和 54 年 8 月 10 日 以降設置
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4 以上	12	300	250	
	4 未満	12	300		250
廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4 以上	12	—	250	

注：窒素酸化物の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21 - O_n) / (21 - O_s) \} \times C_s$$

C：窒素酸化物濃度 (ppm)

Cs：測定時の窒素酸化物濃度 (ppm)

On：施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

Os：測定時の酸素濃度 (%)

出典：「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年 6 月 22 日 厚生省・通商産業省令第 1 号)

b 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領

愛知県では、指導対象ばい煙発生施設に対し、窒素酸化物排出量の削減の指導が行われている。指導要領は表 3.3.24 のとおりである。

表 3.3.24 窒素酸化物に係る指導

指導対象工場・事業場	指導対象施設 (大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するば い煙発生施設)	指導内容	
		新增施設 (昭和 58 年 6 月 15 日以降に設置され るばい煙発生施設)	既設施設 (昭和 58 年 6 月 14 日までに設置され たばい煙発生施設)
県条例施行規則第 26 条 の大気指定工場等	廃棄物焼却炉 火格子面積が 2m ² 以上 又は焼却能力が 200kg/時以上	1 表 3.3.23 に示す窒素酸化物の排出 基準の 20%以上の低減。ただし、削減 されるべき窒素酸化物排出量と同等 以上の量が他の施設で削減される場 合はこの限りではない。 2 1 の規定にかかわらず、新設に伴う 既設施設の廃止の場合、新設の施設か ら排出される窒素酸化物の量は、当該 排出施設の量を下回ること。ただし、 新設施設に対する指導は、1 の規定に よる濃度の低減を限度とする。	表 3.3.23 に示す窒素酸化物の排出基 準(昭和 60 年 3 月 31 日において当該 施設に適用される基準)の 5%以上の低 減。ただし、削減されるべき窒素酸化 物排出量と同等以上の量が他の施設で 削減される場合はこの限りではない。

出典：「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」(平成 18 年 4 月 1 日施行 愛知県)

(エ) 塩化水素

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について塩化水素の排出基準が表 3.3.25 のとおりに定められている。

表 3.3.25 廃棄物焼却炉に係る塩化水素の排出基準

施設の種類	排出基準 (mg/m ³ _N)
廃棄物焼却炉	700

注：廃棄物焼却炉に係る塩化水素の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{9 \div (21 - 0s)\} \times Cs$$

C：塩化水素の量 (mg/m³_N)

Cs：排出ガス中の塩化水素の量 (mg/m³_N)

0s：排出ガス中の酸素濃度 (%)

出典：「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年 6 月 22 日 厚生省・通商産業省令第 1 号)

(オ) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が表 3.3.26 のとおりに定められている。

対象事業は、焼却炉を 2 炉構成にするため施設規模 4 t/時以上に該当する。

表 3.3.26 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準

施設規模 (焼却能力 ^{注1})	排出基準 (ng-TEQ/m ³ _N) ^{注2}			On (%)
	既設		新設	
	平成 9 年 12 月 1 日以前 設置	平成 9 年 12 月 2 日～平 成 12 年 1 月 14 日設置	平成 12 年 1 月 14 日以 降設置	
4t/時以上	1	0.1	0.1	12
2t/時以上 4t/時未満	5	1	1	12
火格子面積が 2m ² 以上又は焼却能力 が 200kg/時以上	10	5	5	12
上記以外	10	10	5	12

注：1 火床面積 0.5m² 以上又は焼却能力が 50kg/時以上について適用される。

2 ダイオキシン類の量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21 - 0n) / (21 - 0s) \} \times Cs$$

C：ダイオキシン類の量 (ng-TEQ /m³_N)

Cs：測定時のダイオキシン類の量 (ng-TEQ/m³_N)

0n：施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s：測定時の酸素濃度 (%)

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号)

ウ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法等

事業実施区域周辺を含む両市は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年 6 月 3 日 法律第 70 号）（以下「自動車 NO_x・PM 法」という。）及び「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（平成 22 年 8 月 13 日施行 愛知県）の対策地域に含まれる。

「自動車 NO_x・PM 法」では、対策地域内において排出基準を満たさない車両については、新車は登録を行うことができず、使用過程車は猶予期間経過後に登録更新をすることができない。また、30 台以上の自動車を有する事業者は、自動車使用管理計画等の提出が義務付けられている。排出基準は表 3.3.27 のとおりである。

また、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」では、対象自動車に対し要請事項等が定められている。対象事業に関連するものは表 3.3.28 のとおりである。

表 3.3.27 自動車 NO_x・PM 法による排出基準

車種			排出基準
ディーゼル乗用車			NO _x : 0.48g/km PM : 0.055g/km
バス・トラック等 (ディーゼル車、ガソリン車、LPG 車)	車両総重量区分	1.7t 以下	NO _x : 0.48g/km PM : 0.055g/km
		1.7t 超 2.5t 以下	NO _x : 0.63g/km PM : 0.06g/km
		2.5t 超 3.5t 以下	NO _x : 5.9g/kWh PM : 0.175g/kWh
		3.5t 超	NO _x : 5.9g/kWh PM : 0.49g/kWh

出典：「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則」（平成 4 年 12 月 1 日 総理府令第 53 号）

表 3.3.28 取組内容

対象自動車	対象者	取組
・貨物自動車 ・大型バス、マイクロバス ・特種自動車（人の輸送の用に供する乗車定員 11 人未満のものを除く）	荷主等（対象地域内） 貨物等 ^{注1} を他のものに委託して運送させ、又は購入等をする物品を運送させる者	次の者に車種規制非適合車を使用しないこと及びエコドライブを実施することを求める。 ・貨物等を運送する者 ・貨物等を販売、貸出し又は譲渡する者 特定荷主等 ^{注2} は県又は名古屋市、岡崎市へ毎年報告 ・報告内容：運送者への非適合車不使用の要請及び確認状況
	対象自動車を使用する者 対象地域において対象自動車の運行を行う者	・車種規制非適合車を使用しない ・エコドライブを実施する ・適合車標章の表示

注：1 廃棄物を含む。

2 荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等を他の者に委託して運送させ、又は購入等する物品を運送させる者であって、資本金等が 3 億円を超え、かつ、対策地域内に建物の延べ面積が 1 万 m² を超える事業者又は敷地面積が 3 万 m² を超える事業所を有する者。

出典：「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（平成 22 年 8 月 13 日施行 愛知県）

(2) 騒音

ア 環境基準等

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を表 3.3.29 に示す。事業実施区域は工業専用地域に指定されており、騒音に係る環境基準（一般地域）は適用されない。

表 3.3.29 (1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

(単位：デシベル)

地域の類型 \ 時間の区分	昼間	夜間
	6 時～22 時	22 時～翌日の 6 時
AA	50 以下	40 以下
A 及び B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）

表 3.3.29 (2) 騒音に係る環境基準（両市における環境騒音の地域の類型）

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注：地域の類型：AA について、東海市、知多市では、該当する地域はない。

出典：「環境基本法に基づく騒音の環境基準の地域の類型の指定」（平成 24 年 3 月 30 日 東海市告示第 30 号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型等」（平成 24 年 3 月 30 日 知多市告示第 48 号）

表 3.3.29 (3) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

(単位：デシベル)

地域の類型 \ 時間の区分	昼間	夜間
	6 時～22 時	22 時～翌日の 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

注：1 車線とは 1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2 幹線交通を担う道路に近接する空間を除く。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）

表 3.3.29 (4) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

(単位：デシベル)

基準値	
昼間（6 時～22 時）	夜間（22 時～翌日の 6 時）
70 以下	65 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注：1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び 4 車線以上の市町村道をいう。

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）

イ 特定工場等に係る騒音の規制基準

特定工場等に係る騒音について、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 98 号）及び愛知県の「県民の生活環境の保全等に関する条例」により一定規模以上の騒音発生設備を有する特定工場について規制基準を設けている。表 3.3.30 に特定工場等に係る騒音の規制基準を示す。

事業実施区域は工業専用地域に指定されている。

表 3.3.30 特定工場等に係る騒音の規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分 地域の類型	昼間	朝・夕	夜間
		8 時～19 時	6 時～8 時 19 時～22 時	22 時～翌日の 6 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域	45	40	40
第 2 種区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	50	45	40
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65	60	50
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50
第 4 種区域	工業地域	70	65	60
	工業専用地域	75	75	70
	都市計画区域以外の地域	60	55	50

注：1 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）・都市計画区域以外の地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5 デシベルを減じた値とする。

2 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）

「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和 46 年 9 月 27 日 愛知県告示第 800 号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年 8 月 22 日 規則第 87 号）

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成 24 年 3 月 30 日 東海市告示第 31 号）

「騒音規制法の規定に基づく規制地域等」（平成 24 年 3 月 30 日 知多市告示第 49 号）

ウ 特定建設作業に係る騒音規制基準

特定建設作業騒音は、「騒音規制法」及び愛知県の「県民の生活環境の保全等に関する条例」で規制されており、規制基準を表 3.3.31 に示す。

事業実施区域は工業専用地域に指定されており、地域の区分は3地域に該当する。

表 3.3.31 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準
基準値	1、2、3	85 デシベル
作業時間	1	午後7時～翌日の7時の時間内でないこと
	2	午後10時～翌日の6時の時間内でないこと
*1日当たりの作業時間	1	10時間を超えないこと
	2	14時間を超えないこと
作業期間	1、2、3	連続6日を超えないこと
作業日	1、2、3	日曜日その他の休日でないこと

注：1 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を4時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3 1地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域

2地域：工業地域（1地域のイの区域を除く。）

3地域：工業専用地域（1地域のイの区域を除く。）

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和46年9月27日 愛知県告示第801号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年8月22日 愛知県規則第87号）

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成24年3月30日 東海市告示第31号）

「騒音規制法の規定に基づく規制地域等」（平成24年3月30日 知多市告示第49号）

エ 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度を表 3.3.32 に示す。

表 3.3.32 自動車騒音の要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 6 時～22 時	夜間 22 時～翌日の 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
幹線交通を担う道路に引接する区域	75	70

注：東海市、知多市の区域区分

a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号）

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成 12 年 3 月 28 日 愛知県告示第 312 号）

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成 24 年 3 月 30 日 東海市告示第 31 号）

「騒音規制法に基づく規制地域等」（平成 24 年 3 月 30 日 知多市告示第 49 号）

(3) 振動

ア 特定工場等に係る振動の規制基準

特定工場等に係る振動について、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日 法律第 64 号）及び愛知県の「県民の生活環境の保全等に関する条例」により一定規模以上の振動発生設備を有する特定工場について規制基準を設けている。表 3.3.33 に特定工場等に係る振動の規制基準を示す。

事業実施区域は工業専用地域に指定されている。

表 3.3.33 特定工場等に係る振動の規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分 地域の類型	昼間	夜間
		7 時～20 時	20 時～翌日の 7 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域	60	55
	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	65	55
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
	工業地域	70	65
	工業専用地域	75	70
	都市計画区域以外の地域	65	60

注：1 工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5 デシベルを減じた値とする。

2 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 11 月 10 日 環境庁告示第 90 号）

「特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和 52 年 10 月 17 日 愛知県告示第 1047 号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年 8 月 22 日 規則第 87 号）

「振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成 24 年 3 月 30 日 東海市告示第 32 号）

「振動規制法の規定に基づく規制地域等」（平成 24 年 3 月 30 日 知多市告示第 50 号）

イ 特定建設作業に係る振動規制基準

特定建設作業振動は、「振動規制法」及び愛知県の「県民の生活環境の保全等に関する条例」で規制されており、規制基準を表 3.3.34 に示す。

事業実施区域は工業専用地域に指定されており、地域の区分は3地域に該当する。

表 3.3.34 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準
基準値	1、2、3	75 デシベル
作業時間	1	午後7時～翌日の7時の時間内でないこと
	2	午後10時～翌日の6時の時間内でないこと
*1日当たりの作業時間	1	10時間を超えないこと
	2	14時間を超えないこと
作業期間	1、2、3	連続6日を超えないこと
作業日	1、2、3	日曜日その他の休日でないこと

注：1 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を4時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3 1地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域

2地域：工業地域（1地域のイの区域を除く。）

3地域：工業専用地域（1地域のイの区域を除く。）

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定」（昭和52年10月17日 愛知県告示第1048号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年8月22日 規則第87号）

「振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成24年3月30日 東海市告示第32号）

「振動規制法の規定に基づく規制地域等」（平成24年3月30日 知多市告示第50号）

ウ 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度を表 3.3.35 に示す。

表 3.3.35 道路交通振動の要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間（7 時～20 時）	夜間（20 時～翌日の 7 時）
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

注：愛知県内の区域区分

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）

「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定に基づく区域の区分及び同表備考 2 の規定に基づく時間の区分の指定」（昭和 52 年 10 月 17 日 愛知県告示第 1049 号）

「振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成 24 年 3 月 30 日 東海市告示第 32 号）

「振動規制法の規定に基づく規制地域等」（平成 24 年 3 月 30 日 知多市告示第 50 号）

(4) 悪臭

愛知県は県内全域が「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日 法律第 91 号）の規制地域であり、両市では臭気指数による規制が行われている。敷地境界線、気体排出口及び排水水についての臭気指数の規制基準を表 3.3.36 に示す。

事業実施区域は工業専用地域に指定されており、第 2 種区域に該当する。

表 3.3.36 悪臭の規制基準（臭気指数）

規制地域の 区分	市		規制基準（臭気指数）		
	東海市	知多市	敷地境界	気体排出口	排水水
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	12	気体排出口からの悪臭の着地点での値が敷地境界線における規制基準の値と同等になるよう、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 6 条の 2 に定める方法により算出した値	28
第 2 種区域	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	工業専用地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	15		31
第 3 種区域	都市計画区域外の地域	—	18		34

注：気体排気口の高さが 15m 以上と 15m 未満の施設に分けて設定方法が定められている。

- ・ 15m 未満 指標：臭気指数
大気拡散式：流量を測定しない簡易な方法
- ・ 15m 以上 指標：臭気排出強度
大気拡散式：建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年 5 月 30 日 総理府令第 39 号）

「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成 18 年 4 月 28 日 愛知県告示第 378 号）

「悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成 24 年 3 月 30 日 東海市告示第 33 号）

「悪臭防止法の規定に基づく規制地域等」（平成 24 年 3 月 30 日 知多市告示第 51 号）

(5) 水質

ア 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法による環境基準等

「環境基本法」に基づく人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）を表 3.3.37 に示す。
また、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）は、河川、湖沼、海域といった水域別に環境基準が設定されており、環境基準を表 3.3.38 に示す。さらに、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、ダイオキシン類に係る環境基準を表 3.3.39 に示す。

事業実施区域周辺における河川は、環境基準に係る類型指定はされていない。また、事業実施区域周辺における海域は、COD 等における類型 C、全窒素・全リンに関する類型Ⅳ、全亜鉛等に関する類型海域生物 A に指定されている。

表 3.3.37 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

注：1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境省告示第 59 号）

表 3.3.38 (1) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶 存酸素量 (DO)	大腸菌群 数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

注：1 基準値は日間平均値とする。

2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

3 「利水目的の詳細は、以下のとおりである。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β—中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境省告示第 59 号）

表 3.3.38 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注：基準値は年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境省告示第 59 号）

表 3.3.38 (3) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（海域））

ア

項 目 類 型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分)
A	水産 1 級、水浴、 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されない こと。
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考：1 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

2 B 類型の工業用水及び水産 2 級のうち、ノリ養殖の利水点における化学的酸素要求量（COD）の測定方法は、アルカリ性法による。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項 目 類 型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種、工業用水及び生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考：1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項 目 類 型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵 場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境省告示第 59 号）

表 3.3.39 ダイオキシン類に係る環境基準（水質及び水底の底質）

媒体	基準値	備考
水質	1pg-TEQ/L 以下	基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
水底の底質	150pg-TEQ/L 以下	

注：基準値（水底の底質を除く。）は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

イ 水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法による排水基準等

一般廃棄物の焼却施設は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 138 号）に定める特定施設に該当する。特定施設から排水がある場合には、対象事業は特定事業場となり有害物質の排水基準が適用される。有害物質の排水基準を表 3.3.40（1）に示す。また、特定事業場からの排水が 50m³/日を超える場合は、生活環境項目の排水基準が適用される。その他の項目の排水基準を表 3.3.40（2）に示す。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、ダイオキシン類の排水基準を表 3.3.41 に示す。

表 3.3.40（1） 排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注：「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号）

表 3.3.40 (2) 排水基準（生活環境項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)

備考：1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

3 窒素含有量、燐含有量についての排水基準は、窒素又は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼、及び海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがあるとして環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号）

表 3.3.41 排水基準（ダイオキシン類）

特定施設種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m ² 以上又は焼却能力 50kg/時以上） に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10

備考：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」（平成11年12月27日 政令第433号）

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年12月27日 総理府令第67号）

ウ 総量規制基準

事業実施区域は、「水質汚濁防止法」に基づく総量規制の指定地域内にあり、排水が 50m³/日以上の場合は以下の総量規制基準が適用される。

また、総量規制基準の定数を表 3.3.42 に示す。

○化学的酸素要求量の総量規制基準

$$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \cdot 10^{-3}$$

L_c =排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

C_{cj} =定数(化学的酸素要求量 (mg/L))

C_{ci} =定数(化学的酸素要求量 (mg/L))

C_{co} =定数(化学的酸素要求量 (mg/L))

Q_{cj} =平成 3 年 7 月 1 日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水量 (m³/日)

Q_{ci} =昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 6 月 30 日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m³/日)

Q_{co} =特定排水の量 (Q_{cj} 、 Q_{ci} を除く) (m³/日)

○窒素の総量規制基準

$$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \cdot 10^{-3}$$

L_n =排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

C_{ni} =定数 (窒素含有量 (mg/L))

C_{no} =定数 (窒素含有量 (mg/L))

Q_{ni} =平成 14 年 10 月 1 日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m³/日)

Q_{no} =特定排水の量 (Q_{ni} を除く) (m³/日)

○りんの総量規制基準

$$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \cdot 10^{-3}$$

L_p =排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

C_{pi} =定数(りん含有量 (mg/L))

C_{po} =定数(りん含有量 (mg/L))

Q_{pi} =平成 14 年 10 月 1 日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (m³/日)

Q_{po} =特定排水の量 (Q_{pi} を除く) (m³/日)

表 3.3.42 総量規制基準の定数

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (mg/L)			窒素 (mg/L)		りん (mg/L)	
		C_{cj}	C_{ci}	C_{co}	C_{ni}	C_{no}	C_{pi}	C_{po}
224 ^{注1}	ごみ処理業	30	30	30	20	25	1.5	2.5
232 のア	し尿浄化槽 ^{注2}	40	40	60	30	40	3	4

注：1 りんについては整理番号 224 のイ「日平均排出量が 400m³未満のもの」について適用している。

2 し尿浄化槽(処理対象人員が 200 人以下のもの)、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの。

出典：「水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」(平成 24 年 2 月 24 日 愛知県告示第 118 号)

「水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」(平成 24 年 2 月 24 日 愛知県告示第 119 号)

「水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づきりん含有量に係る総量規制基準」(平成 24 年 2 月 24 日 愛知県告示第 120 号)

エ 上乗せ排水基準

対象事業の特定事業場からの日平均排水量が 20m³/日以上である場合には、「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年3月29日 愛知県条例第4号）に基づき表 3.3.43 に示す項目が適用される。

表 3.3.43 上乗せ排水基準（名古屋港・庄内川等水域）

項目		許容限度
生物化学的酸素要求量		25mg/L（日間平均 20mg/L）
化学的酸素要求量		25mg/L（日間平均 20mg/L）
浮遊物質		30mg/L（日間平均 20mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	2mg/L
	動植物油脂類	10mg/L
フェノール類含有量		0.5mg/L
銅含有量		1mg/L

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年3月29日 愛知県条例第4号）

(6) 地盤、地下水及び土壌

ア 地盤

事業実施区域周辺を含む両市は、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日 法律第 146 号）及び愛知県の「県民の生活環境の保全等に関する条例」による揚水規制の地域には含まれないが、「県民の生活環境の保全等に関する条例」によって水量測定器の設置と揚水量の報告義務が定められている。

イ 土壌・地下水

(7) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法による環境基準等

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 3.3.44 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、ダイオキシン類に係る環境基準を表 3.3.45 に示す。

また、「環境基本法」に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.3.46 に示す。

表 3.3.44 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

注：1 環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回るということ。

4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

出典：「土壌汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号）

表 3.3.45 ダイオキシン類に係る環境基準（土壌）

基準値	備考
1,000pg-TEQ/g 以下	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注：環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

表 3.3.46 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注：1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）

(イ) 土壤汚染対策法及び農用地の土壤の汚染防止等に関する法律

「土壤汚染対策法」(平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号)において、表 3.3.47 に示す特定有害物質による汚染の可能性がある場合、都道府県知事は当該土地の所有者に土壤汚染状況調査を命じ、汚染が認められた場合には、その区域を要措置区域等として指定することが定められている。

また、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 139 号)においては、表 3.3.48 に示す特定有害物質による農用地の汚染がある場合、都道府県知事は農用地土壤汚染対策地域として指定し農用地土壤汚染対策計画を策定することが定められている。

事業実施区域は、「土壤汚染対策法」の指定地域、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」の農用地土壤汚染対策地域のどちらにも指定されていない。

表 3.3.47 土壤汚染対策法で定める特定有害物質

特定有害物質の名称	土壤溶出量基準	第二溶出量基準	土壤含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	1.5mg/L 以下	250mg/kg 以下	0.05mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.03mg/L 以下		0.003mg/L 以下
シアン	検出されないこと。	1mg/L 以下	50mg/kg 以下(遊離シアンとして)	検出されないこと。
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下		0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.04mg/L 以下		0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1mg/L 以下		0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.4mg/L 以下		0.04mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下		0.002mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下		0.02mg/L 以下
水銀及びその化合物	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀 0.005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀 15mg/kg 以下	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下		0.01mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下		0.006mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	3mg/L 以下		1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下		0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.3mg/L 以下		0.03mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	24mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	0.8mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下		0.01mg/L 以下
ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	30mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	1mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	0.003mg/L 以下		検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。	1mg/L 以下		検出されないこと。

出典：「土壤汚染対策法施行令」(平成 14 年 11 月 13 日 政令第 336 号)

「土壤汚染対策法施行規則」(平成 14 年 12 月 26 日 環境省令第 29 号)

表 3.3.48 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律で定める特定有害物質

特定有害物質の種類	基準
カドミウム及びその化合物	米 1kg につきカドミウム 0.4mg を超える
銅及びその化合物	土壌 1kg につき銅 125mg 以上
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 15mg 以上

出典：「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令」（昭和 46 年 6 月 24 日 政令第 204 号）

(ウ) 条例等

愛知県の「県民の生活環境の保全等に関する条例」において定められている、特定有害物質による土壌汚染の有無を判断する基準である土壌汚染等対策基準を表 3.3.49 に示す。

表 3.3.49 土壌汚染等対策基準

特定有害物質の名称	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下	0.05mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下		0.003mg/L 以下
シアン	検出されないこと。	50mg/kg 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと。
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下		0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		0.04mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下		0.002mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		0.02mg/L 以下
水銀及びその化合物	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀 15mg/kg 以下	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		0.01mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下		0.006mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下		0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下		0.03mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	0.8mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下		0.01mg/L 以下
ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	1mg/L 以下
PCB	検出されないこと。		検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。		検出されないこと。

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日 愛知県条例第 7 号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年 8 月 22 日 愛知県規則第 87 号）

(7) 日照障害

「建築基準法」(昭和 25 年 5 月 24 日 法律 201 号)に基づく日影規制の状況を表 3.3.50 に示す。

また、同表の(ろ)欄、(は)欄、(に)欄の該当する区分は、表 3.3.51 のとおり「愛知県建築基準条例」(昭和 39 年 4 月 1 日 愛知県条例 49 号)に基づき指定されている。

なお、事業実施区域は工業専用地域に指定されており、規制の定めがない。

表 3.3.50 建築基準法に基づく日影規制

(い)	(ろ)		(は)	(に)		
地域又は区域	制限を受ける建築物		平均地盤面からの高さ	日影時間		
				区分	敷地境界線からの水平距離が 10m 以内	敷地境界線からの水平距離が 10m を超える
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	軒の高さが 7m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物		1.5m	(1)	3 時間	2 時間
				(2)	4 時間	2.5 時間
				(3)	5 時間	3 時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが 10m を超える建築物		4m 又は 6.5m	(1)	3 時間	2 時間
				(2)	4 時間	2.5 時間
				(3)	5 時間	3 時間
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域	高さが 10m を超える建築物		4m 又は 6.5m	(1)	4 時間	2.5 時間
				(2)	5 時間	3 時間
用途地域の指定のない区域	イ	軒の高さが 7m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5m	(1)	3 時間	2 時間
				(2)	4 時間	2.5 時間
				(3)	5 時間	3 時間
	ロ	高さが 10m を超える建築物	4m	(1)	3 時間	2 時間
				(2)	4 時間	2.5 時間
				(3)	5 時間	3 時間

注：この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。

出典：「建築基準法」(昭和 25 年 5 月 24 日 法律第 201 号)

表 3.3.51 愛知県建築基準条例に基づく日影規制

(い) 欄に規定する地域又は区域		(ろ) 欄から選択	(は) 欄から選択	(に) 欄から選択
第一種低層住居専用地域	容積率が十分の八以下の区域			(1)
第二種低層住居専用地域	容積率が十分の十以上の区域			(2)
第一種中高層住居専用地域	容積率が十分の十五以下の区域		4m	(1)
第二種中高層住居専用地域	容積率が十分の二十以上の区域			(2)
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	容積率が十分の二十の区域		4m	(1)
	容積率が十分の三十以上の区域			(2)
近隣商業地域、準工業地域	容積率が十分の二十の区域		4m	(2)
用途地域の指定のない区域	容積率が十分の二十以下の区域	ロ		(2)

出典：「愛知県建築基準条例」(昭和 39 年 4 月 1 日 愛知県条例第 49 号)

(8) 廃棄物等

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)により、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物処理基準等に従って適正な処理を行うことが定められている。

また、愛知県では、前述の法律を補う観点から、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(平成 15 年条例第 2 号)を制定し、廃棄物の減量化や資源化、適正処理に関することなど、廃棄物対策の基本的な方向を示す「愛知県廃棄物処理計画」を策定している。

(9) 自然環境法令等による指定状況

ア 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例による指定状況

事業実施区域周辺を含む両市において「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年 3 月 30 日 愛知県条例第 3 号)により指定された地域はない。

イ 自然公園法等による指定状況

事業実施区域周辺を含む両市において「自然公園法」(昭和 32 年 6 月 1 日 法律第 161 号)及び「愛知県立自然公園条例」(昭和 43 年 3 月 29 日 愛知県条例第 7 号)に基づき自然公園に指定された面積を表 3.3.52 に示す。なお、事業実施区域は自然公園に指定されていない。

表 3.3.52 自然公園の面積(平成 27 年 3 月 31 日現在)

県・市	国定公園 (ha)				県立自然公園 (ha)		
	計	特別地域		普通地区	計	特別地域	普通地域
		特別保護地区	第 1～3 種				
東海市	-	-	-	-	-	-	-
知多市	-	-	-	-	164	-	164
愛知県	49,817	205	46,353	3,259	39,064	16,023	23,041

出典:「土地に関する統計年報 平成 27 年版」(愛知県ホームページ)

ウ 都市公園法による指定状況

事業実施区域周辺を含む両市及び愛知県において「都市公園法」(昭和 31 年 4 月 20 日 法律第 79 号)により指定された公園の状況を表 3.3.53 に示す。

表 3.3.53 都市公園の箇所数と面積（平成 27 年 3 月 31 日現在）

県・市			東海市	知多市	愛知県
区分					
住区基幹公園	街区公園	箇所	46	64	3,574
		面積(ha)	11	18	866
	近隣公園	箇所	2	3	320
		面積(ha)	2	7	549
	地区公園	箇所	5	1	85
		面積(ha)	30	4	425
都市基幹公園	総合公園	箇所	－	－	40
		面積(ha)	－	－	807
	運動公園	箇所	－	2	48
		面積(ha)	－	26	581
特殊公園	風致公園	箇所	－	－	20
		面積(ha)	－	－	331
	動植物公園	箇所	－	1	5
		面積(ha)	－	8	154
	歴史公園	箇所	2	－	21
		面積(ha)	1	－	34
	墓園	箇所	－	1	12
		面積(ha)	－	9	163
大規模公園	広域公園	箇所	－	－	9
		面積(ha)	－	－	823
国営公園		箇所	－	－	1
		面積(ha)	－	－	108
緩衝公園		箇所	5	－	10
		面積(ha)	57	－	75
都市緑地		箇所	2	2	295
		面積(ha)	14	1	558
都市林		箇所	－	－	3
		面積(ha)	－	－	6
広場公園		箇所	1	－	30
		面積(ha)	1	－	4
緑道		箇所	4	－	62
		面積(ha)	4	－	156
合 計		箇所	67	74	4,535
		面積(ha)	120	74	5,639

出典：「土地に関する統計年報 平成 27 年版」（愛知県ホームページ）

エ 風致地区

事業実施区域周辺を含む両市において「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号）に基づく風致地区の指定状況を表 3.3.54 に示す。なお、事業実施区域は風致地区に指定されていない。

表 3.3.54 風致地区（平成 27 年 3 月 31 日現在）

県・市	風致地区	
	箇所数（箇所）	面積（ha）
東海市	1	58
知多市	－	－
愛知県	44	4,917

出典：「土地に関する統計年報 平成 27 年版」（愛知県ホームページ）

オ 特別緑地保全地区

事業実施区域周辺を含む両市には「都市計画法」及び「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日 法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区は存在しない。

カ 生産緑地法・森林法による指定状況

事業実施区域周辺を含む両市及び愛知県において「生産緑地法」（昭和 49 年 6 月 1 日 法律第 68 号）による生産緑地地区、「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号）による保安林の指定状況を表 3.3.55 に示す。なお、事業実施区域は生産緑地地区及び保安林には指定されていない。

表 3.3.55 生産緑地地区及び保安林の指定状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

県・市	生産緑地地区		保安林
	箇所数	面積（ha）	面積（ha）
東海市	209	32	5
知多市	142	20	6
愛知県	8,479	1,167	68,289

出典：「土地に関する統計年報 平成 27 年版」（愛知県ホームページ）

キ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による指定状況

事業実施区域周辺を含む両市及び愛知県における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日 法律第 88 号）による鳥獣保護区域の指定状況を表 3.3.56 に示す。

事業実施区域は鳥獣保護区には指定されていないが、特定猟具使用禁止区域に指定されている。

表 3.3.56 鳥獣保護区の指定状況（平成 26 年 11 月 1 日現在）

県・市	鳥獣保護区 (ha)	特別保護地区 (ha)
東海市	24	－
知多市	180	－
愛知県	25,265	439

出典：「土地に関する統計年報 平成 27 年版」（愛知県ホームページ）

ク 農業振興地域等

事業実施区域周辺を含む両市及び愛知県における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日 法律第 58 号）に基づく農業振興地域及び農用地区域の指定状況を表 3.3.57 に示す。なお、事業実施区域は農業振興地域及び農用地区域には指定されていない。

表 3.3.57 農業振興地域及び農用地区域の指定状況（平成 26 年 12 月 1 日現在）

県・市	農業振興地域 (ha)	農用地区域 (ha)
東海市	1,207	506
知多市	2,473	1,137
愛知県	183,964	68,753

出典：「土地に関する統計年報 平成 27 年版」（愛知県ホームページ）

(10) その他

ア 都市計画法による指定状況

事業実施区域は、前述「3.3.2 土地利用の状況 (1) 土地利用の状況 イ都市計画区域」のとおり、知多都市計画区域に含まれ、用途地域が工業専用地域に指定されていることに加え、「都市計画法」に基づき、臨港地区に定められている。

イ 港湾法による指定状況

事業実施区域は、「港湾法」（昭和 25 年 5 月 31 日 法律第 218 号）に基づき、工業港区の分区に指定されている。

ウ 防災上の地域指定状況

(ア) 河川保全区域

事業実施区域周辺を含む両市及び愛知県において「河川法」（昭和 39 年 7 月 10 日 法律第 167 号）により河川保全区域に指定された面積を表 3.3.58 に示す。なお、事業実施区域は河川保全区域に指定されていない。

表 3.3.58 河川保全区域（平成 27 年 3 月 31 日現在）

県・市	河川保全区域（ha）
東海市	2
知多市	-
愛知県	1,752

出典：「土地に関する統計年報 平成 27 年版」（愛知県ホームページ）

(イ) 海岸保全区域

事業実施区域周辺を含む両市及び愛知県において「海岸法」（昭和 31 年 5 月 12 日 法律第 101 号）により海岸保全地域に指定された面積を表 3.3.59 に示す。なお、事業実施区域は海岸保全区域に指定されていない。

表 3.3.59 海岸保全区域（平成 27 年 3 月 31 日現在）

県・市	海岸保全区域（ha）
東海市	-
知多市	38
愛知県	10,264

出典：「土地に関する統計年報 平成 27 年版」（愛知県ホームページ）

(ウ) 砂防指定地

事業実施区域周辺を含む両市及び愛知県において「砂防法」（明治 30 年 3 月 30 日 法律第 29 号）により砂防指定地に指定された面積を表 3.3.60 に示す。なお、事業実施区域は砂防指定地に指定されていない。

表 3.3.60 砂防指定地（平成 27 年 3 月 31 日現在）

県・市	砂防指定地（ha）
東海市	662
知多市	390
愛知県	74,283

出典：「土地に関する統計年報 平成 27 年版」（愛知県ホームページ）

(エ) 地すべり防止区域

事業実施区域周辺を含む両市において「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月 31 日 法律第 30 号）により地すべり防止区域に指定された場所はない。

(オ) 急傾斜地崩壊危険区域

事業実施区域周辺を含む両市及び愛知県において「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日 法律第 57 号）に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所数及び面積を表 3.3.61 に示す。なお、事業実施区域は急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない。

表 3.3.61 急傾斜地崩壊危険区域（平成 27 年 3 月 31 日現在）

県・市	急傾斜地崩壊危険区域	
	箇所数（箇所）	面積（ha）
東海市	6	3
知多市	16	12
愛知県	584	677

出典：「土地に関する統計年報 平成 27 年版」（愛知県ホームページ）

(カ) 山地災害危険地区

事業実施区域周辺を含む両市及び愛知県において山地災害危険地区に指定された地区数を表 3.3.62 に示す。なお、事業実施区域は山地災害危険地区に指定されていない。

表 3.3.62 山地災害危険地区（平成 27 年 3 月 31 日現在）

県・市	山地災害危険地区数（地区）			
	総数	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区
東海市	13	13	－	－
知多市	16	16	－	－
愛知県	4,999	2,546	25	2,428

出典：「土地に関する統計年報 平成 27 年版」（愛知県ホームページ）

(キ) 災害危険区域

事業実施区域周辺を含む両市及び愛知県において「建築基準法」に基づき災害危険区域に指定された箇所数及び面積を表 3.3.63 に示す。なお、事業実施区域は災害危険区域に指定されていない。

表 3.3.63 災害危険区域（平成 27 年 3 月 31 日現在）

県・市	災害危険区域	
	箇所数（箇所）	面積（ha）
東海市	3	1
知多市	10	5
愛知県	279	6,772

出典：「土地に関する統計年報 平成 27 年版」（愛知県ホームページ）

(ク) その他

事業実施区域周辺は、平成 26 年 11 月 26 日に愛知県が公表した高潮浸水想定によれば、台風に伴う高潮による浸水が想定されている。

また、東海・東南海地震による液状化危険度の高い地域になっている。

エ 環境保全に関する計画等

(7) 環境基本計画

a 愛知県環境基本計画

(a) 環境保全に係る方針

①計画の目的

愛知県環境基本計画は、愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されている。社会情勢の変化や環境政策の多様化を踏まえて、持続可能な社会の構築にむけて環境保全の取組を進めるため、平成26年5月に「第4次愛知県環境基本計画」が策定された。

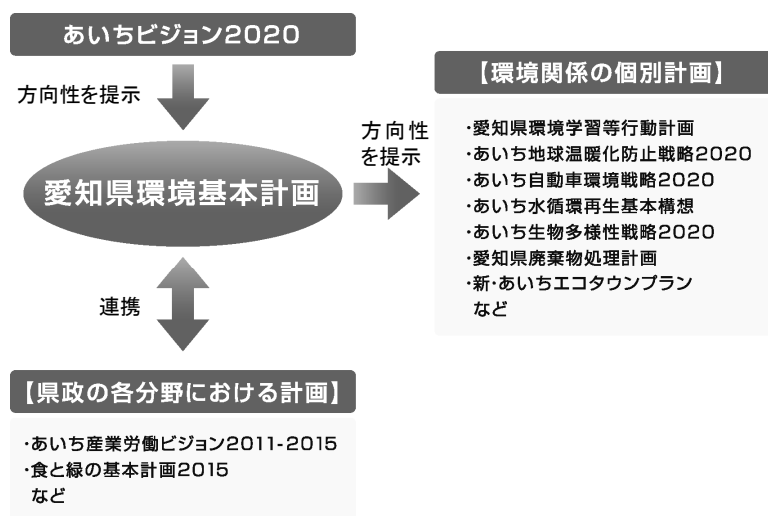
②他の計画との関係

愛知県では、この地域のさらなる発展に向け、県だけでなく市町村をはじめ地域の様々な主体がそれぞれの地域の将来像や役割、課題等を共有しながら地域づくりに取り組むための指針として、「あいちビジョン2020」を平成26年3月に策定している。

本計画は、この「あいちビジョン2020」に沿った環境政策の全体像を示す計画として、県の環境関係の個別計画の上位計画であると同時に、環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野における計画との連携を図り、これらの計画と一体となって環境施策の総合的・計画的推進を図るものである。

③計画の期間

「あいちビジョン2020」は、リニア中央新幹線開業後平成42年頃を展望し、策定されている。本計画も同様に、平成42年の環境のあるべき姿を環境保全の目標として示した上で、その実現に向けて平成32年度までに取り組むべき施策の方向を示している。また、概ね5年ごとに計画全体の点検を行うとともに、新たな環境保全上の課題や社会経済動向の大きな変化が生じた場合には、必要に応じ計画の見直しを行うこととしている。



出典：「第4次愛知県環境基本計画」（平成26年3月 愛知県）

図 3.3.12 第4次愛知県環境基本計画と他の計画との関係

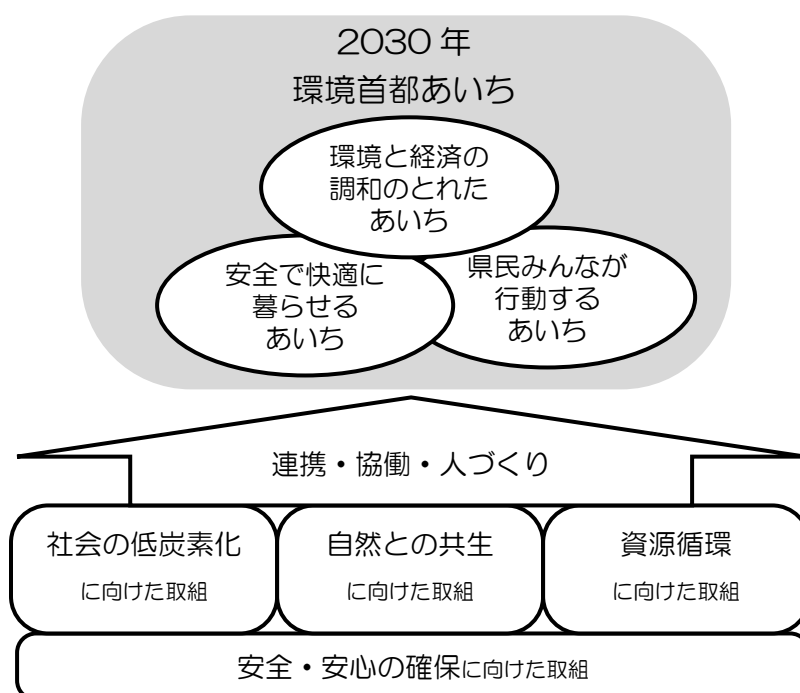
「第4次愛知県環境基本計画」では、表 3.3.64 のとおり、計画の目標を「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」と定め、「3つのあいち」づくりを通して目標実現を目指している。

表 3.3.64 計画の目標と実現のための「3つのあいち」づくり

計画の目標	県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』
目標の実現に向けた「3つのあいち」づくり	環境と経済の調和のとれたあいち 我が国の経済をけん引する日本一のモノづくり地域として、あらゆる経済・産業活動において常に環境に配慮した取組が積極的に実施され、良好な環境のもとで持続的に発展する地域。
	安全で快適に暮らせるあいち 公害のない安全な生活空間が確保されるとともに、日常生活の中で安らぎや自然の豊かさを実感することができ、すべての県民がいつまでも暮らしていきたいと思います、日本一安全で快適な地域。
	県民みんなが行動するあいち 県民一人ひとりが環境に対する高い意識を持ち、それぞれの立場で、環境配慮行動に日本一活発に取り組む地域。

出典：「第4次愛知県環境基本計画」（平成20年3月 愛知県）

「第4次愛知県環境基本計画」では、目標実現に向けて、汚染者負担の原則や予防的取組の実施といった環境政策における基本的な考え方を踏まえつつ、県の特徴や地域特性に応じた総合的な施策展開を図 3.3.13 のとおり図っている。



出典：「第4次愛知県環境基本計画」（平成26年3月 愛知県）

図 3.3.13 目標の実現に向けた環境施策展開のイメージ

(b) 環境保全に関する取組

「第4次愛知県環境基本計画」に定めた目標実現に向けた3つのあいちづくりと施策展開の考え方を踏まえ、「安心・安全の確保」、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」の4つの取組分野ごとに、平成32年度までに取り組むべき施策の方向性を図3.3.14に示す。

2020年度までの環境施策の方向	環境と経済の調和のとれたあいち	安全で快適に暮らせるあいち	県民みんなが行動するあいち
安全・安心の確保に向けた取組分野	■事業者による自発的・積極的な環境負荷の低減 ・環境マネジメントシステムの導入支援など、自発的な環境配慮の促進 ・環境影響評価制度の推進 ■化学物質の自主的な管理 ・事業者の自主的な化学物質の適正管理の促進	■健康で安全に暮らしてできる環境の確保 ・各種環境法令等に基づく工場・事業場への規制・指導 ■非常時の環境汚染に対する体制の構築 ・工場等における火災・事故などを想定した、行政・事業者によるマニュアル等の整備・見直し	■身近な環境における気づきと行動の促進 ・身近な川の水の汚れ具合や、水辺の生きものの調査などを行う水質/トリロール隊事業の実施 ■環境学習の総合的な推進 ・愛知県環境学習等行動計画に基づく総合的な環境学習の推進
社会の低炭素化に向けた取組分野	■事業活動に伴う温室効果ガス排出量の抑制 ・事業者による自主的な排出削減取組の促進 ■社会の低炭素化に貢献する製品製造と新たな環境産業の創出 ・環境負荷低減やエネルギー関連の先進的な実証実験・技術開発の支援	■再生可能エネルギーの利用促進によるエネルギーの地産地消 ・太陽光発電施設等の導入促進 ■環境と自動車利用の調和した社会の実現 ・次世代自動車等先進エコカーの導入促進、充電インフラなど次世代自動車のインフラ整備の促進 ■環境負荷の少ない快適な都市・地域基盤づくり	■社会の低炭素化へ向けた意識とライフスタイルの変革 ・CO₂排出量の「見える化」(エネルギー使用に伴うCO₂排出量を把握する「環境家計簿」等)の普及促進 ■環境負荷の少ない商品やサービスの購入の促進 ・「グリーン購入」の普及促進
自然との共生に向けた取組分野	■生物多様性の保全と開発・事業活動との調和 ・開発などにおいて、自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を、生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で代償することにより、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促すための「環境負荷低減の仕組み」である「あいちミティゲーション」の導入	■生態系ネットワークの形成を意識した自然環境の保全 ・生態系ネットワークの形成(地域の生態系ネットワーク協議会の設置及び取組)の推進 ■恵み豊かな伊勢湾・三河湾の環境の保全・再生 ・「三河湾環境再生プロジェクト」の推進	■生物多様性の価値(自然の恵み)への理解と保全に向けた実践行動の促進 ・NPOなどが実施する森と緑の環境保全活動や環境学習への支援 ■健全な水循環の再生に向けた実践行動の促進 ・市町村と連携した県民の生活排水対策活動の普及
資源循環に向けた取組分野	■廃棄物などの未利用資源を地域内で循環させる循環ビジネスの活性化 ・循環ビジネスの発掘・創出支援、事業化の支援 ■事業活動に伴う廃棄物の削減 ・多量排出事業者の産業廃棄物処理計画による産業廃棄物減量化の取組指導	■廃棄物の適正な処理と3Rの促進に向けた体制整備 ・市町村におけるごみ排出量の削減や資源循環の取組支援 ■廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止 ・排出事業者及び処理業者に対する、産業廃棄物の適正処理の指導の徹底	■ごみの発生抑制・再使用を意識したライフスタイルへの変革 ・リデュースとリユースの実践例の紹介等による「もったいない」の精神の普及啓発 ■地域に根ざした環境美化活動への参加 ・協働による地域の環境美化の取組促進

出典：「第4次愛知県環境基本計画」(平成26年3月 愛知県)

図 3.3.14 2020 年度までの環境施策の方向

b 東海市環境基本計画

(a) 計画の位置付け

「2007-2016 東海市環境基本計画」は、環境に関する総合的な指針であると同時に、第6次東海市総合計画を環境面から補完する環境の総合計画という側面を持つ。

また、環境に影響を及ぼすと認められる計画の策定や実施の時には環境基本計画に照らし合わせて、整合させる上位計画となるものである。

(b) 計画の期間

平成19年度から平成28年度までの10年間

(c) 計画目標

東海市がめざす環境ビジョンとして「未来につなぐ 美しいふるさと東海」を掲げており、これを実現していくための大きく4つの柱に分けた将来像を表3.3.65のとおり定めている。

表 3.3.65 東海市の環境ビジョン

環境ビジョン	将来像
未来につなぐ 美しいふるさと 東海	社会環境：快適な環境で心豊かに暮らせるまちづくり ・大気・ばいじん：きれいな空気の中で暮らせるまち ・水質：川や池を身近に感じて暮らせるまち ・騒音・振動：静かでおだやかに暮らせるまち ・悪臭等：健康で安心して暮らせるまち
	生活環境：自然を愛し環境を考え行動する 市民のふるさとづくり ・自然：次世代につなげる生命（いのち）ある自然環境の保全 ・公園・緑地・景観：花と緑あふれる心安らぐまちづくり ・環境美化：道路も公園も自分の庭 めざそうポイ捨てゼロのまち ・交通：環境に配慮した安心便利な交通システムの整備
	廃棄物・リサイクル：もったいないから始まる未来 3Rのまちづくり ・リデュース・リユース：買う人・売る人・作る人 いつも心に“もったいない” ・リサイクル・適正処理：子どもの未来を考えて、自然にやさしい処理・処分
	共通基盤：地球を考え地域から行動するまちづくり ・地球 ・環境学習・人づくり

出典：「2007-2016 東海市環境基本計画」（平成19年3月 東海市）

c 知多市環境基本計画

(a) 計画の位置づけ

「第2次知多市環境基本計画」は知多市環境基本条例第8条に基づく環境に関する総合的な指針となるもので、地方自治法に基づく第5次知多市総合計画の下位計画として、知多市の将来像を環境面から補完するものである。また、知多市環境基本条例第9条の規定により、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定や実施の際には、本計画との整合を図ることが必要とされている。

(b) 計画の期間

平成23年度から平成32年度までの10年間

(社会情勢の変化や科学技術の進歩などに応じて必要な場合に見直し)

(c) 計画目標

知多市では基本理念として「みんなでつくり 次世代につなぐ わたしたちのふるさと ちた」を掲げており、これを実現していくための基本目標及び基本施策を表3.3.66に示す。

表 3.3.66 知多市の環境を守る施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
みんなでつくり 次世代につなぐ わたしたちのふるさと ちた	よりよい環境を協働でつくるまち	・環境に配慮する人づくり ・全員参加の仕組づくり ・つながりづくり
	地球温暖化の防止に貢献するまち	・省エネルギーの推進 ・新エネルギーなどの利用促進 ・低炭素型まちづくりへの移行
	資源を節約し、循環利用するまち	・ごみ減量の推進 ・リユース、リサイクルの適切な推進 ・廃棄物処理の適正化
	人と自然が調和・共生するまち	・自然環境の保全 ・生物多様性の保全 ・人間活動の自然の調和
	安心・安全・快適に暮らせるまち	・大気環境・水環境の保全 ・生活環境の保全 ・地球環境力の向上

出典：「第2次知多市環境基本計画」（平成23年3月 知多市）

(イ) 地球温暖化防止に関する取組状況

a 愛知県の取組

愛知県では、京都議定書の発効に先立ち平成 17 年 1 月に策定された「あいち地球温暖化防止戦略～脱温暖化！待ったなしの行動計画～」が目標年次を迎えたことから、平成 24 年 2 月に 2020 年度を目標とする「あいち地球温暖化防止戦略 2020」を策定している。

この戦略では、2050 年頃に持続可能な低炭素社会を実現することを長期的な目標とし、2020 年度（平成 32 年度）における愛知県内からの温室効果ガス排出量を、基準年度である 1990 年度（平成 2 年度）と比べて 15%削減するという目標が示されている。また、この目標の下、表 3.3.67 のとおり、2020 年度までの取組方針及び重点施策を定めている。

表 3.3.67 温室効果ガス対策（愛知県）

取組方針	重点施策（取組項目）	2020 年度の数値目標
日々の暮らし 再生可能エネルギー と省エネ化によるゼロ カーボンライフへの 挑戦	太陽と自然の恵みを活かすゼロカーボン 住宅の普及	太陽光発電施設普及基数：40 万基（普及率約 14%） 太陽熱利用機器普及率：20% 燃料電池普及基数：10 万基（普及率約 3.4%） 高効率給湯器普及基数：230 万基（普及率約 78%） 一定の省エネ対策が施された建物の普及率：30%
	再生可能エネルギー等の利用拡大	事業用太陽光発電施設の導入量：120 万 kW
	次世代自動車等先進エコカーの導入	次世代自動車等先進エコカー普及台数：200 万台（普及率約 42%）
	新エネルギー技術の実用化推進とスマート グリッドの先進的導入	—
モノづくり 産業・産品の低炭素化 の推進	事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制	生産部門の生産額当たりの CO ₂ 排出量：2.1t-CO ₂ /百万円 業務部門の延床面積当たりの CO ₂ 排出量：0.06t-CO ₂ /m ²
	「食」をめぐる低炭素化	農業部門の温室効果ガス排出量：2009 年度比で年間排出量を 3 万 t-CO ₂ 削減（2015 年度）
	業務用建築物の環境負荷の低減	CASBEE あいちの評価 A 以上の割合：50% 新築建築物の平成 11 年省エネ基準達成率：100%
	低炭素社会に貢献する製品供給拡大	—
地域基盤 低炭素社会を支える 都市・地域基盤づくり	歩いて暮らせる集約型まちづくり	地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域政策編）を全市町村 で策定 駅等から 1km 圏内にある住宅の割合：現状（2008 年 48%）より向 上
	低炭素な地域交通ネットワークの構築	公共交通機関の分担率：現状（2009 年度 24.3%）より向上
	低炭素な分散型エネルギーシステムの展 開	—
	ヒートアイランド対策	樹林地等の確保や緑地の創出面積：100ha（2010～2015 年度）
県民意識 低炭素化への意識・行 動変革の推進	森林整備と県産木材の利用拡大	間伐の実施による森林整備面積：26,000ha（2011～2015 年度） 県産木材の利用による CO ₂ 貯蔵：20 万 8 千 t-CO ₂ （2011～2015 年 度）
	CO ₂ の「見える化」	家庭からの CO ₂ 排出量等を把握している世帯の割合：80%
	環境負荷の少ない商品やサービスの購入	CO ₂ 排出量が少ない商品・サービスを選択する人の割合：50%
	地域における地球温暖化防止活動の活性 化と環境学習・環境教育	ストップ温暖化教室の受講者数：延べ 10 万人（10 年間）
	産・学・行政が連携した世界をリードす る低炭素地域づくりへの取組	—

出典：「あいち地球温暖化防止戦略 2020」（平成 24 年 2 月 愛知県）

b 東海市の取組

東海市では、「東海市環境基本計画」（平成 19 年 3 月 東海市）において、「自分たちの手でライフスタイルを見直し、きれいな地球を守る」とビジョンを掲げている。

また、東海市は、市自らが行う事務・事業において環境に配慮した取組を定めた「第 3 次東海市市内等環境保全率先行動計画」を平成 23 年度に策定し、温室効果ガスの排出抑制を始めとした地球温暖化対策を推進している。

平成 24 年 3 月には、年数の経過や状況の変化により成果指標の見直しを行い、環境基本計画後期計画を策定し、家庭からの二酸化炭素排出量削減に取り組むため、住宅用太陽光発電システム設置費補助金を実施している。東海市における成果指標について表 3.3.68 に示す。

表 3.3.68 東海市の成果指標

成果指標	項目	基準値 (H17)	現状値 (H22)	10 年後目標値 (H28)
1 世帯当たりの電気・ガス使用量	電気 (kw)	5,398	5,282	4,858
	ガス (m ³)	365	371	329

出典：「東海市環境基本計画後期計画」（平成 24 年 3 月 東海市）

c 知多市の取組

知多市では、「第2次知多市環境基本計画」（平成23年3月 知多市）の5つの基本目標の中の1つに「地球温暖化の防止に貢献するまち」を掲げている。

知多市は、市の設置した施設が排出する温室効果ガスの排出量の削減目標を定めた「市内環境保全率先実行計画」を策定し、現在は第4次計画（平成26年度～30年度）に取り組んでいる。温室効果ガスの削減目標について表3.3.69に、「地球温暖化の防止に貢献するまち」に掲げる地球温暖化防止に関する施策については表3.3.70に示す。

表 3.3.69 温室効果ガス削減目標

施設区分	対象施設	温室効果ガスの区分	目標
事務系施設	事業系施設を除く市の公共施設 市役所、市民体育館、小中学校、幼稚園、保育園、消防署等	すべて	平成24年度実績 以下に抑制
事業系施設	清掃業務関連施設 清掃センター、リサイクルプラザ、東鴻之巣最終処分場等	エネルギー起源CO ₂	
		非エネルギー起源温室効果ガス	
	下水道業務関連施設 南部浄化センター、佐布里浄化センター、中継ポンプ場等	エネルギー起源CO ₂	
		非エネルギー起源温室効果ガス	

注：エネルギー起源CO₂；他人から供給された電気の使用や都市ガス、LPG、ガソリン等の燃料の燃焼といったエネルギーの消費により排出される二酸化炭素をさす。

非エネルギー起源温室効果ガス；エネルギー起源以外の活動により排出されるCO₂、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六弗化硫黄（SF₆）をさす。

出典：「第4次知多市市内環境保全率先実行計画」（平成26年9月 知多市）

表 3.3.70 地球温暖化防止に関する施策

基本目標	基本施策	取組
地球温暖化の防止 に貢献するまち	省エネルギーの推進	・環境家計簿の普及・啓発 ・省エネ法などに基づくエネルギー使用の合理化の推進 ・地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）
	新エネルギーなどの利用促進	・自然エネルギー利用の促進 ・バイオマス利用の促進 ・未利用エネルギー活用に向けた検討
	低炭素型まちづくりへの移行	・「エコモビリティライフ」の推進 ・ライフスタイルの見直し

注：バイオマス；動植物由来の有機性資源をさす。

未利用エネルギー；今まで利用されていなかったようなエネルギーで、①生活排水や下水の熱、②清掃工場の排熱、③変電所の排熱、④雪氷熱等がある。

エコモビリティライフ；自家用車と公共交通、自転車、徒歩などを使い分けて、環境に配慮した交通手段を利用するライフスタイルをいう。

出典：「第2次知多市環境基本計画」（平成23年3月 知多市）

(ウ) 景観に関する計画等

a 美しい愛知づくり基本計画

愛知県は、平成 18 年 3 月に「美しい愛知づくり基本指針」を策定し、同時に基本理念及び施策の策定の基本となる「美しい愛知づくり条例」を制定した。また、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 19 年 3 月には「美しい愛知づくり基本計画」を制定した。さらに平成 21 年 3 月には、「愛知県公共事業景観整備指針（案）」が指定されている。「美しい愛知づくり基本計画」では、表 3.3.71 のとおり、基本目標と分野別の目標が示されている。

表 3.3.71 美しい愛知づくり基本計画の目標

■基本目標 ■分野別の目標	未来につなぐ緑豊かな“美しい愛知”
	多様な生物が共存する『自然景観』 ～変化に富んだ地形と生物多様性を支える自然環境を守ります～
	武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』 ～先人達が築いてきた尾張や三河の歴史・文化を伝え残します～
	心の豊かさを映し出す『生活景観』 ～身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出します～
	「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』 ～産業により創出される特色ある景観を守り、育みます～

出典：「美しい愛知づくり基本計画」（愛知県ホームページ）

また、「美しい愛知づくり条例」に基づき平成 21 年 4 月に「美しい愛知づくり景観資源 600 選」が公開されており、事業実施区域がある東海市では於大公園が指定されている（「3-2-9 景観、人と自然との触れ合い活動の状況」（p. 3. 2-69～70）を参照）。

b 東海市における景観に関する計画等

東海市では「東海市都市景観基本計画」（平成 5 年 3 月 東海市）において、『鉄とラン あふれる緑 エコシティ』を目指す景観像とし、「保全（良いものを守る・伸ばす）、整備（悪いものを除外する・改善する）、創造（不足しているものを補う・追加する）」を基本として自然・歴史・社会それぞれの景観形成方針を示している。

c 知多市における景観に関する計画等

知多市では、第 5 次知多市総合計画において、めざす将来像を「笑顔つながるいきいき 緑園都市」と設定し、「知多市都市計画マスタープラン」（平成 23 年 3 月 知多市）において、景観形成の方針を示している。知多市の景観の骨格は、緑地、河川、海等の「緑と水」で形成されているとしており、その骨格構造を念頭において景観を形成するとしている。

3.3.8 その他都市計画対象事業に関し必要な事項

(1) 廃棄物の状況

ア 既存の廃棄物処理施設の概要

両市における既存廃棄物処理施設の概要を表 3.3.72 に示す。

表 3.3.72 既存施設の概要（平成 26 年度）

項目		東海市	知多市
施設名		東海市清掃センター	知多市清掃センター
所在地		東海市荒尾町奥山 10-48	知多市北浜町 11-4
焼却施設	施設の種類	焼却（+灰溶融）	ガス化溶融・改質
	処理方式	ストーカ式（可動）	回転式
	炉型式	全連続運転	全連続運転
	処理能力	160t/日	130t/日
	使用開始年度	平成 7 年度	平成 15 年度
	余熱利用の状況	場内温水、その他	場内温水、発電
	発電能力	—	1,500kW
	発電効率	—	6.4%
	総発電量	—	4,192MWh

出典：「平成 26 年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県ホームページ）

イ ごみの処理状況

両市及び愛知県におけるごみ処理状況を表 3.3.73 に、ごみ処理状況の推移を図 3.3.15 に示す。

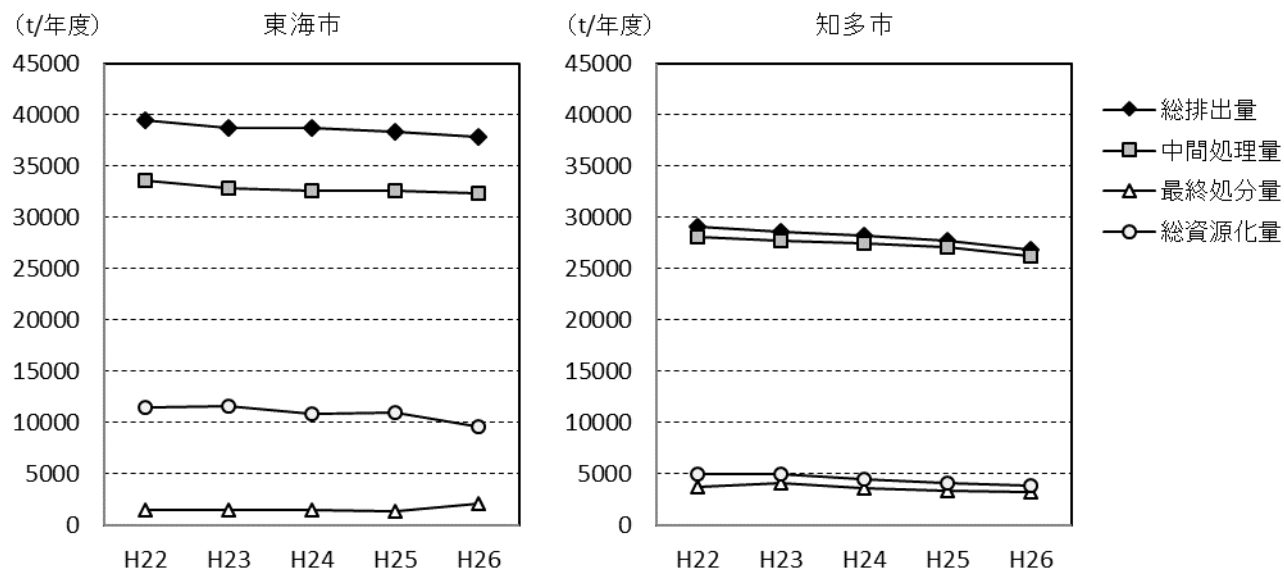
表 3.3.73 ごみの処理状況（平成 26 年度）

（単位：t/年度）

項目		東海市	知多市	愛知県合計
総排出量		37,839	26,868	2,551,069
中間処理量	総量	32,380	26,206	2,232,948
	直接焼却処理量	30,288	20,489	1,929,564
	焼却以外の中間処理量	2,092	5,717	303,384
最終処分量		2,120	3,286	212,781
総資源化量		9,575	3,794	567,997

注：総資源化量は、施設処理に伴う資源化量を含む。

出典：「平成 26 年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県ホームページ）



出典：「一般廃棄物処理事業実態調査 平成 22 年度～26 年度」（愛知県ホームページ）

図 3.3.15 ごみ処理状況の推移

ウ し尿・汚泥の処理状況

両市及び愛知県におけるし尿及び汚泥の処理状況を表 3.3.74 に、処理状況の推移を図 3.3.16 に示す。

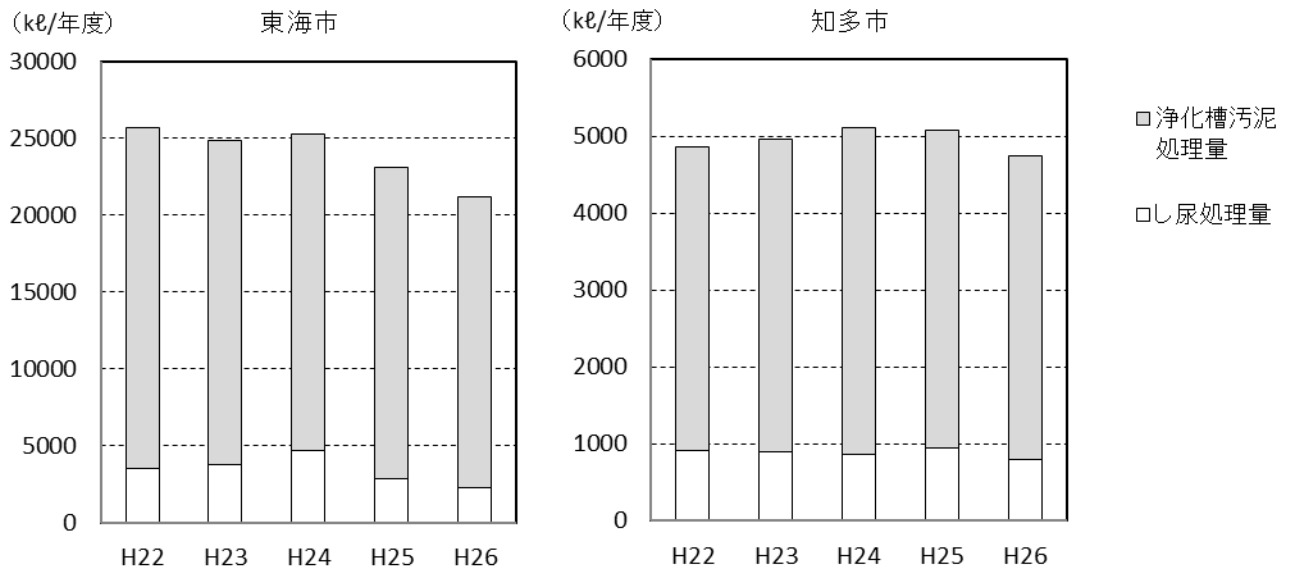
両市のし尿処理は組合衛生センターにおいて行われている。

表 3.3.74 し尿・汚泥の処理状況 （平成 26 年度）

(単位：kL/年度)

項目 \ 県・市	東海市	知多市	愛知県合計
し尿処理量	2,259	788	122,872
浄化槽汚泥処理量	18,948	3,962	1,078,558
自家処理量	-	-	60
合 計	21,207	4,750	1,201,490

出典：「平成 26 年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県ホームページ）



出典：「一般廃棄物処理事業実態調査 平成 22 年度～26 年度」（愛知県ホームページ）

図 3.3.16 し尿・汚泥の処理状況の推移

(2) 各種開発等の状況

愛知県では、両市を含む知多都市計画区域の整備、開発及び保全について、知多都市計画区域マスタープランを平成 23 年 9 月に発表している。

両市において、概ね平成 32 年までに整備を予定する主要な施設を表 3.3.75 に示す。

表 3.3.75 主要な施設の整備目標（両市）

事業名		名称等
道路事業		高速 3 号線 瀬戸大府東海線（主要地方道瀬戸大府東海線） 知多西部線（一般国道 247 号）
街路事業	街路	名古屋半田線
	連続立体交差	名鉄常滑線・河和線
公共下水道事業		東海 公共下水道 知多 公共下水道
河川改修事業		二級河川 日長川 二級河川 信濃川 二級河川 大田川
土地区画整理事業		東海渡内 東海荒尾第二 東海名和南部西 東海太田川駅周辺 知多新知東部
都市基幹公園	総合公園	緑陽公園
	運動公園	旭公園
その他		知多墓園 東海緑地 加木屋緑地

出典：「知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（知多都市計画区域マスタープラン）」（平成 23 年 9 月 愛知県）

(3) 公害苦情の状況

事業実施区域を含む両市に対する公害苦情の状況の推移を表 3.3.76 及び図 3.3.17 に示す。

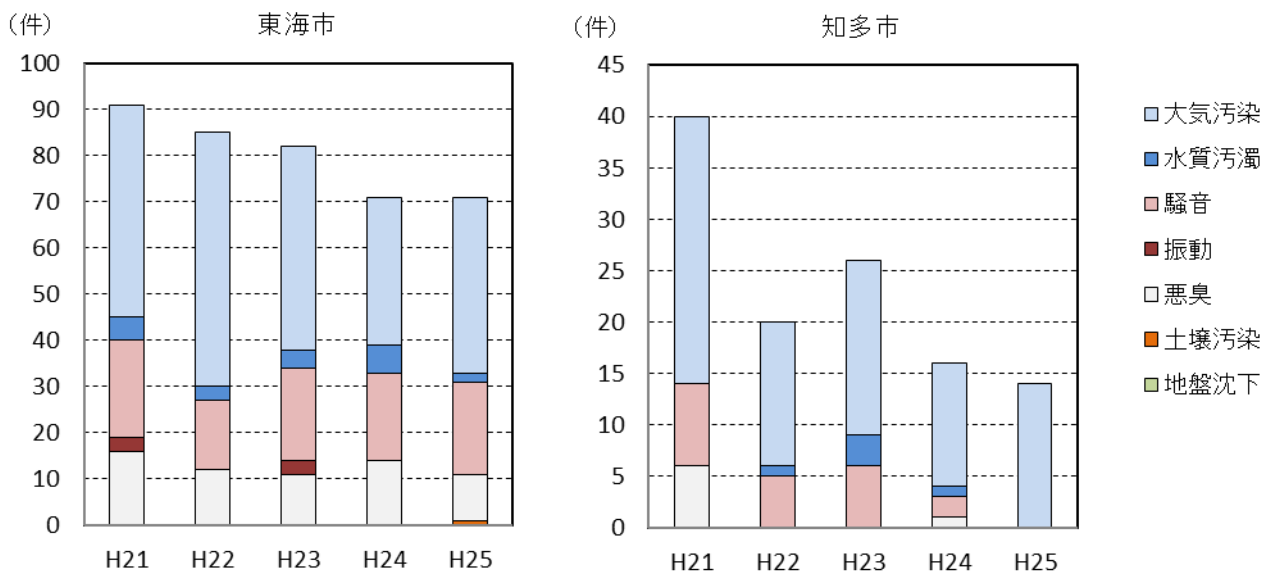
なお、同期間において事業実施区域に位置する現知多市清掃センターに対する公害苦情はない。

表 3.3.76 典型 7 公害苦情件数の推移

(単位：件)

市	年度	典型 7 公害							合計
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	
東海市	H21	46	5	－	21	3	16	－	91
	H22	55	3	－	15	－	12	－	85
	H23	44	4	－	20	3	11	－	82
	H24	32	6	－	19	－	14	－	71
	H25	38	2	1	20	－	10	－	71
知多市	H21	26	－	－	8	－	6	－	40
	H22	14	1	－	5	－	－	－	20
	H23	17	3	－	6	－	－	－	26
	H24	12	1	－	2	－	1	－	16
	H25	14	－	－	－	－	－	－	14

出典：「平成 23 年度～27 年度刊 愛知県統計年鑑」（愛知県）



出典：「平成 23 年度～27 年度刊 愛知県統計年鑑」（愛知県）

図 3.3.17 典型 7 公害苦情件数の推移

